

6月企画運営委員会次第

日 時 平成23年6月15日(水)15:00～

場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 全保協会長表彰候補者の選考結果について
 - (2) 防災対策に関する県への要望について
 - (3) 平成23年度新任保育士研修会について
 - (4) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
 - (5) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No11-06、07、08
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

※7月企画運営委員会開催予定

平成23年7月27日(水)10:30～ 県社会福祉会館 第1会議室

※7月企画運営委員会終了後、同日13:30～ 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会を開催します。

要 望 書

平成 23 年 5 月 25 日

一般社団法人神奈川県保育会

平成 23 年 5 月 25 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光

要 望 書

先般の東日本大震災におきましては、被災された皆様にはお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

さて、神奈川県内におきましても、4名の尊い命が失われる他、福島原発事故に伴う電力需給逼迫による計画停電の実施や放射性物質飛散による南足柄地区等の茶葉の汚染など農・海産物の出荷制限、風評被害等、子ども達の健全な発育と幸せを担う保育園にとっては、最も大切な「安心と安全な子ども達の環境確保」に重大な影響を及ぼしており、今後の保育園運営に支障をきたす懸念があります。

また、本県においては、M8クラスの東海地震や東南海地震との連動、更にはM7クラスの県西部地震等の切迫性が指摘されており、今回の地震発生に伴う様々な被害については、何時我々の身に降りかかるか分からない深刻な事態であると受け止めております。

今回の大震災の教訓を生かし、子ども達の安心と安全を守るために、現在の防災対策を見直していきたいと考えており、大規模地震発生に備えた対応策について、下記のとおり要望いたしますので、保育現場の現状を的確に把握して頂き、迅速かつ適切な対応をしていただくよう、よろしく願いいたします。

記

(1) 県の地域防災計画への保育園の位置づけについて

現行の地域防災計画の「第3章 災害時応急活動事前対策の充実」の中には、児童・生徒の安全確保を図る「文教対策」が規定されており、小学校以上の学校の対策になっています。

保育園も幼稚園も、子ども達の安全確保を図ることは、学校と同等以上の使命を負っていると考えますので、次回の改定時には、是非保育園と幼稚園を位置づけて、積極的な対策を書き込んでいただきたい。

(2) 保育園の防災対策の強化について

本県は、相模湾に面した海岸地帯や活断層の上に位置する市町村も多く、より一層の防災対策の強化が求められているものと考えております。

県の補助制度の中で、対象事業として認めていただいているものも多くありますが、必ずしも十分とは考えておりませんので、以下の項目について、ご検討いただきたい。

ア 保育園の園舎の耐震化は、子ども達の身の安全を保障するための基本であります。現行の県計画の中でも、「民間社会福祉施設の耐震化に対して財政的支援を行います。」と規定されておりますが、耐震診断及び補強工事は多額の費用を要しますので、是非現行制度よりも積極的な運用を行い、大規模地震にも耐え得る園舎建設又は改築にご協力いただきたい。

イ 先の計画停電の際には、子ども達は、照明の消えた暗い部屋で、地震の恐怖や不安と隣り合わせの生活を強いられました。ひとまず、大規模停電の可能性が回避されたようですが、電力会社に頼らない太陽光発電装置や自家発電装置の設置需要が増大するものと思われますので、これらの単独設置について、新たな補助制度を創設していただきたい。

ウ 保育園の防災対策については、様々な多くの課題が残されていると考えております。是非保育園の実態を知っていただき、効率的で効果の高い防災対策が実現できるよう、本会との定期的な勉強会や話し合いの機会を設けていただきたい。

(3) 緊急時の食材確保について

福島原発事故発生の際には、食材がスーパー等で品薄状態となって、保育園では食材の確保が困難となり、弁当持参という事態に追い込まれた園もありました。保育園には、子ども達の食育を保障する責務があると考えており、ある程度の備蓄を行いながら、保育園の運営に努めますが、緊急時には、保育園等の社会福祉施設には、食材の優先的な供給の方法を検討し実現していただきたい。

(4) 黒岩知事が提唱する「ソーラーバンク構想」について

脱原発とクリーンエネルギー確保の観点から、4年間で200万戸の太陽光パネルの実質無償設置を目指した「ソーラーバンク構想」の実現は、誠に意義深いものがあると考えます。

この構想の詳細については、まだ公表されていないようですが、1日も早く県民に具体的に示して頂き、導入に向けた検討を行えるようお願いしたい。

以上

平成 23 年度新任保育士研修会開催要領 (保育会会員)

- 1 趣 旨 新任の保育士が、子ども達や保護者に信頼され、職場の良好な環境を自ら作りながら、安心して保育活動に取り組めるよう、職員として身につけるべき基礎的なことから学ぶ機会を設けました。また、子ども達にとってより良い、これからの保育園と家庭との連携や保育士に求められるものなどについて、幅広く考えます。
- 2 主 催 一般社団法人 神奈川県保育会
- 3 日 時 平成 23 年 6 月 27 日(月)午前 10 時から午後 3 時 15 分
受付け 9 時 30 分から
- 4 会 場 神奈川県社会福祉会館 4 階 第 3・4 研修室
横浜市神奈川区沢渡 4-2 Tel 045-311-8754
- 5 対 象 保育園の新任保育士及び経験 3 年程度までの保育士
- 6 定 員 90 人
- 7 参加費 3,000 円
(1) 当日会場への持参可。
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座を利用してください。
<銀行振込>横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人神奈川県保育会 理事長 つづき 都築 ゆうこう 融光

<郵便振替>00260-2-68336 一般社団法人神奈川県保育会

- 8 昼 食 会場に用意します。

9 日 程

時 間	研 修 内 容
9:30	受付け開始
10:00	開会・主催者あいさつ
10:10	講演 「思いやり保育—家庭と保育園の二人三脚実践法」(仮題) 講師 塩川 正人 氏(保育コンサルタント・駒澤大学講師) ・保育とは、思いやり保育とは 思いやり三原則…①手伝い②励ます③ありがとう 思いやりの基本『E G A O』…①笑顔②元気③あいさつ④思いやり ・保育士に期待すること、心構え ・家庭、保護者との連携・接し方 ・保育園内の連携・チームワーク など
12:00	昼食・休憩
13:00	グループ討議・発表
14:30	講師からの総括・総評
15:15	閉会

平成23年6月1日

各市町児童福祉主管課長 殿

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光

県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について（依頼）

すがすがしい初夏の季節になってまいりましたが、皆様方におかれましては、ますますご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年、県・市町の児童福祉主管課長と当会の委員が一堂に会し、保育関係の諸課題について意見交換を行っているところでありますが、今年度も別添開催要領のとおり開催することといたしました。

つきましては、大変ご多忙のところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、出欠につきましては、別添 FAX 用紙にて、7月20日(水)までにご回答いただきますようお願いいたします。

1 日 時 平成23年7月27日(水) 13:30～19:30

2 場 所 ホテルキャメロットジャパン 4階 フェアウインドI会議室
横浜市西区北幸1-11-3 横浜駅西口より徒歩約5分
Tel 045-312-2111 (代)

3 連絡協議会

- (1) 主催者挨拶
- (2) 出席者自己紹介
- (3) 議 題

「大震災の教訓を学んで実践する！！

—地震防災の基礎知識と子ども達の安全を守るために—

・講演 「地震防災の基礎知識」

講師 神奈川県温泉地学研究所次長 杉原 英和 氏

平成23年度「県・市町児童福祉主管課長と
県保育会委員との連絡協議会」開催要領

- 1 趣 旨 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員が一堂に会し、緊密なる連携のもと、保育に関する諸課題について共通認識を深めるとともに、喫緊事項について意見交換・情報交換を行い、保育事業の更なる充実と進展に資することを目的として開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成23年7月27日(水) 13:30～19:30
(13:00～ 受付)
- 4 会 場 ホテルキャメロットジャパン
横浜市西区北幸1-11-13 Tel 045-312-2111(大代表)
横浜駅西口より徒歩5分
(「ザ・ダイヤモンド」地下街つき当たり南12番出口左側)
- 5 出席者 県・市町児童福祉主管課長及び県保育会企画運営委員
- 6 次 第
 - (1) 連絡協議会 13:30～17:15 4階 フェアウインドI
 - 議題 「大震災の教訓を学んで実践する！！」
―地震防災の基礎知識と子ども達の安全を守るために―
 - ・講演 「地震防災の基礎知識」
講師 神奈川県温泉地学研究所次長 杉原 英和 氏
 - ・質疑応答、意見交換会
 - その他
 - (2) 情報交換・懇親会 17:30～19:30
 - ・ 当日3,000円の参加費を徴収いたします。

FAX 送信用

県保育会事務局行
(FAX 045-311-1837)

県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員
との連絡協議会の出欠について

市町名() 電話()

連絡協議会 出席 欠席

情報交換・懇親会 出席 欠席

(いずれかに○をお願いします)

<出席の場合>

主管課長出席 職名 _____

氏名 _____

代理出席 職名 _____

氏名 _____

平成23年度連絡協議会県・市・町出欠名簿

建制順

6/14現在

敬称略

No.	県市町	所 属	氏 名	懇親会	備 考
1	神奈川県	福祉・次世代育成部長			
2	神奈川県	次世代育成課長			
3	神奈川県	次世代育成副課長			
4	神奈川県	保育・待機児対策グループリーダー			
5	神奈川県	保育・待機児対策グループ主事			
1	横須賀市	こども育成部保育課長	高木 厚	○	
2	平塚市	健康・こども部こども家庭課長	大野 勉	○	
3	鎌倉市	こどもみらい部保育課長	進藤 勝	○	
4	藤沢市	こども青少年部保育課長			
5	小田原市	福祉健康部保育課長	北村 洋子	○	
6	茅ヶ崎市	保健福祉部保育課長			
7	逗子市	福祉部保育課長	杉山 正彦	欠	
8	三浦市	保健福祉部子育て支援課長			
9	秦野市	こども健康部保育課長			
10	厚木市	こども未来部保育課長			
11	大和市	こども部保育家庭課長	関 信夫	欠	
12	伊勢原市	子ども部保育課長	苅籠 央樹	欠	
13	海老名市	保健福祉部子育て支援課	欠		
14	座間市	保健福祉部子育て支援課長			
15	南足柄市	福祉健康部こども課長			
16	綾瀬市	健康こども部子育て支援課参事兼課長	見上 修平	欠	
17	葉山町	保健福祉部子ども育成課			
18	寒川町	健康福祉部子育て支援課長			
19	大磯町	子ども育成課	欠		
20	二宮町	健康福祉部福祉課	欠		
21	中井町	子育て健康課	欠		
22	大井町	福祉部子育て健康課	欠		
23	松田町	健康福祉課長	小林 賢吾	○	
24	山北町	町民福祉部健康福祉課	欠		
25	開成町	保健福祉部福祉課長	欠		
26	箱根町	福祉部子育て支援課長	岩本 美智子	欠	
27	真鶴町	福祉課			
28	湯河原町	福祉健康部福祉課長			
29	愛川町	民生部子育て支援課	欠		
30	清川村				

保育三団体被災地支援募金（第二期）にご協力を！

第一期募金にご協力ありがとうございました。

全国では、4月25日現在で13,100万円。神奈川県保育会では、4,918,501円を送金しました。

「全保協ニュース」NO.11-04によれば、6月30日までを第二期の募金期間とするとのことです。

神奈川県保育会でも、引き続き、次により募金活動を実施し、保育三団体被災地支援募金口座に送金いたしますので、皆様方のご協力をお願いいたします

- 1 募集期間 平成23年6月25日（土）まで
各園でとりまとめの上、2のいずれかの口座に、6月28日（火）までをお願いします。

2 送金口座

①[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 0215851

神奈川県保育会 会長 ^{つづま}都築 ^{ゆうこう}融光

振込手数料はご負担願います。

②[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

同封の払込取扱票をご利用ください。手数料は不要です。

3 その他

募集期間終了後、会員の皆様には、結果のご報告をさせていただきます。

6月10日現在 994,483円

問合せ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局

TEL 045-311-8754

県内待機児童

5年ぶり減少

受け入れ枠拡大奏功

県は6日、県内の保育所
入所待機児童数(4月1日
現在)が前年同期に比べて
1022人減り3095人
になったと発表した。減少
は2006年以来5年ぶ
り。全体の7割超を占める
3政令市(横浜、川崎、相
模原)の減少が後押しした。
県所管域(政令市と横須賀
市を除いた29市町村)でも
4年ぶりに数を減らした。
保育所整備による5千人超
の受け入れ枠拡大が奏功
し、増加の一途に歯止めを
かけた形だ。

かけた形だ。

年齢別では1歳児(1420人)、2歳児(798人)、3歳児(419人)、0歳児(317人)、4歳以上児(141人)の順。0〜2歳で8割超を占めた。

県域の待機児童数は778人で前年同期比158人減少。14市町村で前年を下回り、平塚市は30人からゼロに。一方、茅ヶ崎、座間など7市町で微増となった。

50人以上となったのは横浜、川崎、相模原、藤沢、茅ヶ崎、大和の6市。前年から1市減った。

不況に伴う共働き世帯の増加などで、近年の待機児童数は千人近いペースで急増。昨年春には過去最高の4117人となった。

県は10年度に国の基金から施設整備助成費として約35億円を確保。各市町村も独自に整備費を予算化するなどし計5050人の定員増につなげた。これにより、今春の県内保育所入所定員数は9万8736人となった。

県は待機児童の解消に向け、11年度当初予算に昨年度以上の総額約60億円を計上しており、「どこまで整備できるかが課題だが、着

自治体 人数 増減

自治体	人数	増減
横浜市	971	▼581
川崎市	851	▼225
相模原市	460	▼54
藤沢市	254	▼33
茅ヶ崎市	175	8
大和市	97	▼22
県合計	3095	▼1022

(▼は前年比減少)

実に少なくしていきたい」と話している。

(松村 祐介)

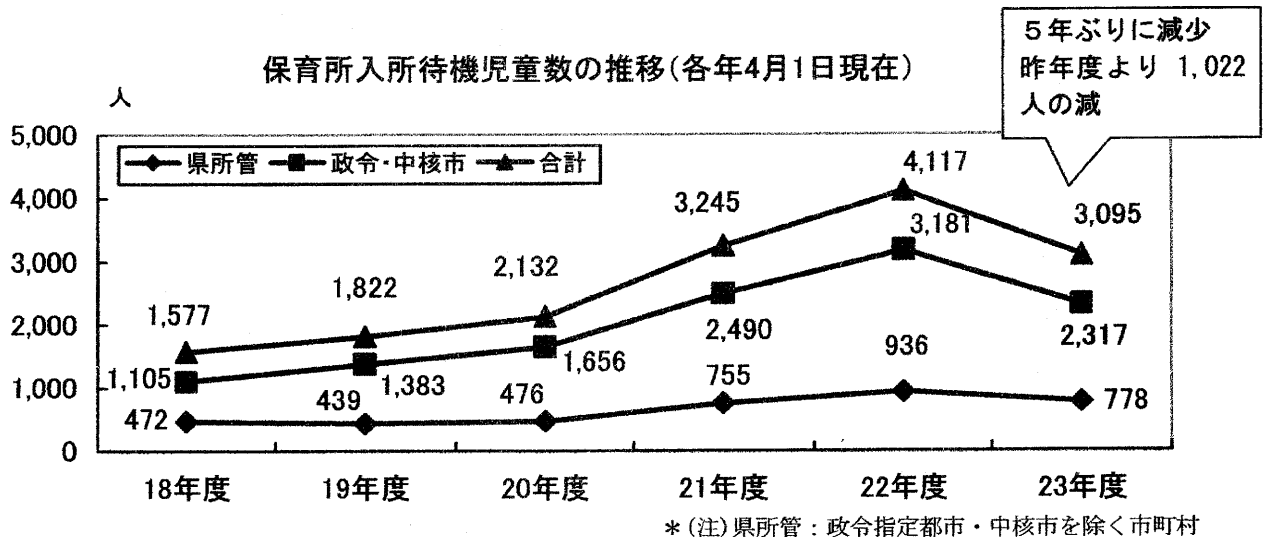
保育所入所待機児童数の状況について

1 待機児童数の状況

○ 待機児童数は5年ぶりに減少

平成 23 年 4 月 1 日現在の県内の保育所入所待機児童数は平成 18 年度以降初めて減少に転じ、昨年度より 1,022 人減（前年比▲24.8%）の 3,095 人となりました。

また、保育所入所待機児童数が 50 人以上の市町村は、昨年の 7 市から 1 市減少して、6 市（横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市）となりました。

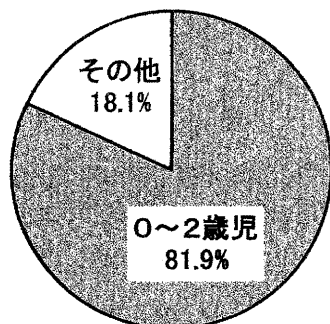


○ 待機児童の約8割が3歳未満児の低年齢児

待機児童を年齢別で見ると、0～2歳の低年齢児が81.9%を占めています。

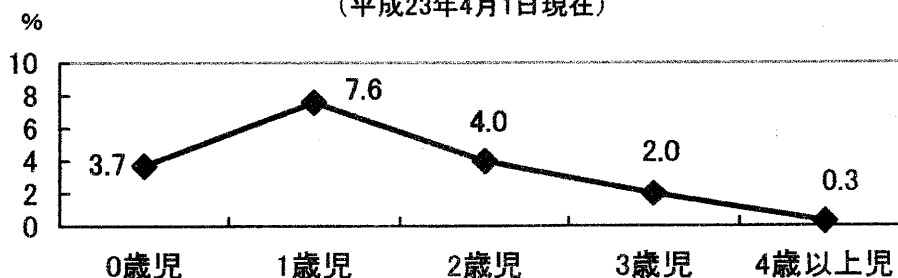
背景としては、厳しい経済情勢を背景に母親の就労希望が増加していることや、育児休業取得後の職場復帰に伴う入所希望が増加傾向にあること等が考えられます。

年齢別待機児童の割合
(平成23年4月1日現在)



	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	計
待機児童数(人)	317	1,420	798	419	141	3,095
構成比 (%)	10.2	45.9	25.8	13.5	4.6	100.0

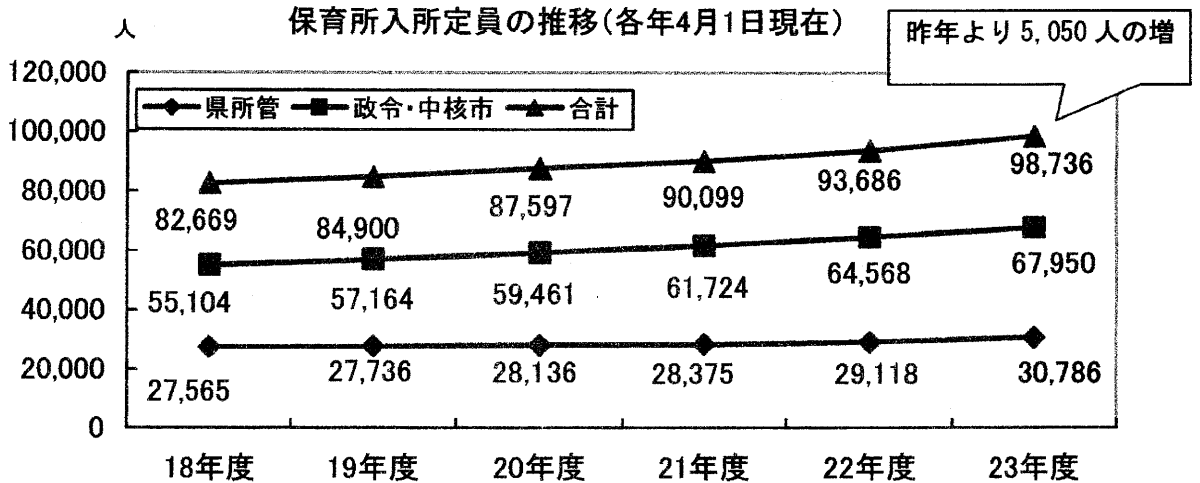
年齢別待機児童の保育所入所申込者数に対する割合
(平成23年4月1日現在)



2 待機児童対策の推進

○ 5,000人超の保育所入所定員増

平成23年4月1日現在の県内の保育所の入所定員数は、保育所整備（新設・増改築・分園設置等）により、前年比5,050人増の98,736人（+5.4%）となりました。



○ 今後の取組み

本県では、今年度も、昨年度に設置した神奈川県・市町村待機児童対策協議会等により市町村との連携を図りながら、安心こども基金を活用した保育所整備等、待機児童対策を進めていきます。（平成23年度当初予算 保育所等緊急整備事業費 58億5,074万円）

また、今後、平成23年度が時限となっている安心こども基金のさらなる延長や有効活用のための制度改革について、国に提案・要望していきます。

* (注) 育児休業期間中の入所申込みの取扱いについて

今年度から、「育児休業期間の終期が4月1日以降で、4月1日に保育所に入所できなかったため、引続き休業して在宅で育児をしている場合」(373人)は、待機児童数から除外しています。(国の見解に基づく)

問い合わせ先

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課

課長 井上 電話045-210-4660 (直通)

副課長 三枝 電話045-210-4661 (直通)

FAX 045-210-8857

保育所入所待機児童数の状況

(各年4月1日現在。単位:人)

市町村名	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
平塚市	0	30	42	9	35	37
鎌倉市	44	57	44	34	32	41
藤沢市	254	287	144	38	30	24
小田原市	19	15	40	32	33	22
茅ヶ崎市	175	167	143	101	72	98
逗子市	17	10	5	2	0	0
三浦市	0	0	0	0	0	0
秦野市	8	45	26	18	13	19
厚木市	37	47	41	39	33	23
大和市	97	119	88	46	47	48
伊勢原市	11	18	27	18	18	12
海老名市	6	20	20	29	29	28
座間市	39	34	39	21	21	36
南足柄市	1	2	2	6	0	0
綾瀬市	26	30	32	30	32	34
葉山町	19	28	34	14	12	13
寒川町	9	10	9	6	8	3
大磯町	5	7	6	7	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	0	2	0
大井町	0	0	2	15	9	3
松田町	1	0	3	5	7	5
山北町	0	0	0	0	0	0
開成町	1	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0
愛川町	9	8	8	6	6	8
清川村	0	2	0	0	0	5
城山町						13
津久井町						
相模湖町						
藤野町						0
県所管計	778	936	755	476	439	472
横浜市	971	1,552	1,290	707	576	353
川崎市	851	1,076	713	583	465	480
相模原市	460	514	439	305	322	222
横須賀市	35	39	48	61	20	50
政令・中核市合計	2,317	3,181	2,490	1,656	1,383	1,105
県合計	3,095	4,117	3,245	2,132	1,822	1,577
(対前年比)	▲1,022	872	1,113	310	245	▲656

国産香木「ひのき」を使った木製玩具

「モンキーブロック」のおすすめ

新緑が目にしみる初夏の季節となりました。
皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日は、私ども徳島県海陽町商工会の会員さんが製作し、徳島県発明工夫展において会長賞を受賞されました「モンキーブロック」という玩具を、ぜひ園児の子どもさんたちの遊び道具としてお使いいただきたく、失礼ながらこのようなお手紙をしたためました。

別添のパンフレットに記載のとおり、このおもちゃにはいくつもの優れた特徴があります。

1. 自然のままの国産の桧(ひのき)を正確な同一ピースに加工し、子どもさんたちが、自由に組み木や積み木を楽しめるよう工夫されています。また、ニスや塗料・防腐剤等を一切使っていませんので、アレルギー体質がご心配の子どもさんにも安心してお使いいただけます。
2. ブロックは正確に加工されているので、乾燥期には緩みが生じたり、また湿度が高いときには窮屈になったりします。これは木(ひのき)が生きて呼吸をしている証拠で、プラスチック玩具では決して経験できません。子どもさんたちにぜひ、木も「生きている」ことを教えてあげてください。
3. 手触り、音、匂い……木製玩具独特の温かみがあります。
ぜひ先生方も手にとっていただき、園児の子どもさんたちと一緒に楽しみ下さい。
4. 価格 下記の2種類です。

- | | | | | |
|-----|------------|------|--------|---------|
| (1) | 30ピース・箱入り | 1セット | 2,100円 | (消費税込み) |
| (2) | 100ピース・箱入り | 1セット | 7,000円 | (消費税込み) |

- ・ オーダーメイドのため、製品納入に、2週間程度かかる場合があります。
- ・ なお、ピース数については、ご注文に応じて対応させていただくことも可能です。
- ・ 「モンキーブロック」の詳細につきましては、インターネットをご覧ください。

★私ども海陽町商工会では、過疎化が進み活力が失われている町村の活性化を図るため微力ながら会員の皆様のお役に立ちたいと、さまざまな支援を行っております。今回のお手紙もそうした思いから全国の幼稚園、保育所を統括されている事務局の方にご案内しております。2~3校でも結構です。ぜひご紹介下さい。
お手数ですが同封のアンケートにご記入の上、6月17日(金)までにFAXでご返送お願いします。(お電話、またはE-mailで下記に直接ご返事いただいてもかまいません)

ご意見、ご要望等がありましたら、遠慮なくお申し出下さい。

平成23年 6月 7日

徳島県・海陽町商工会

〒775-0203 徳島県海部郡海陽町大里字上中須60-1

TEL: 0884-73-0350

FAX: 0884-73-0349

E-mail: kitajou-hro@hotmail.co.jp

きたじょう

(担当 北上晴男)

ワーキングマザー 両立応援 カウンセリング

～働くママ・プレママのための相談室～
(無料・事前予約制・一時保育あり)

出産しても働きたいプレママ、仕事も子育てもがんばっている働くママが
両立を考えるときに抱える不安や悩みに、
女性と仕事に詳しい経験豊かな女性カウンセラーがお応えします。

仕事と子育ての両立に自信が持てない
残業と保育園のお迎え、みんなどうしているの？
自分の今後のキャリアについて考えたい
育児休業から復帰をした先輩が社内にはいない
仕事と子育ての板ばさみ、ストレスが溜まるばかり
などなど……

経験豊かな女性カウンセラーに
お話ししてみませんか？

- ◎ **会場** ◎ 横浜：かながわ労働センター（かながわ労働プラザ）
川崎：かながわ労働センター川崎支所（県高津合同庁舎）
県央：相模原市南保健福祉センター
湘南：藤沢産業センター（湘南NDビル）

どの会場でも
お申込
いただけます

- ◎ **相談時間** ◎ 実施日より異なります。（裏面参照）いずれもお一人1時間（事前予約制）
平日の場合／16:00～19:00 土曜日の場合／13:00～16:00

- ◎ **一時保育** ◎ 0歳～6歳（就学前）までのお子様をカウンセリング中にお預りします。（無料）
申込時にご相談下さい。（原則として相談希望日の1週間前まで申込可能）

- ◎ **申込先** ◎ 横浜：かながわ労働センター TEL 045-633-6110
川崎：かながわ労働センター川崎支所 TEL 044-833-3141
県央：県商工労働局労働部労政福祉課 TEL 045-210-5746
湘南：県商工労働局労働部労政福祉課 TEL 045-210-5746

その他詳細は裏面にあります。

実施日カレンダー

※それぞれのマークにより実施会場が異なります。
(○:横浜、△:川崎、□:県央、◇:湘南)

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月

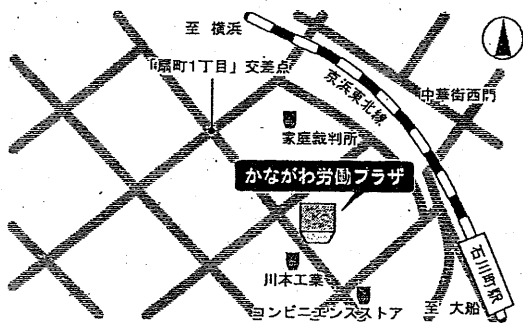
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

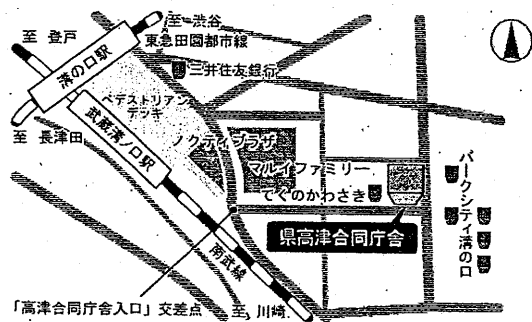
横浜会場

かながわ労働プラザ 2階 横浜市中区寿町1-4
(JR根岸線石川町駅北口から徒歩3分)



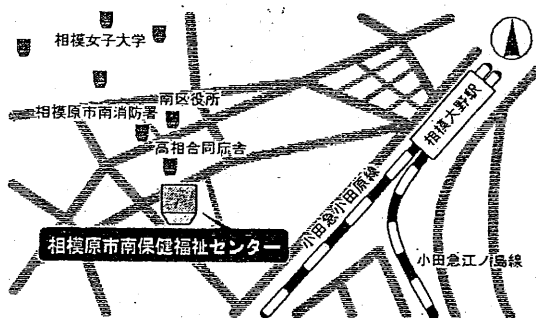
川崎会場

県高津合同庁舎 4階 川崎市高津区溝口1-6-12 (JR南武線武蔵溝ノ口駅又は東急田園都市線溝の口駅から徒歩5分)



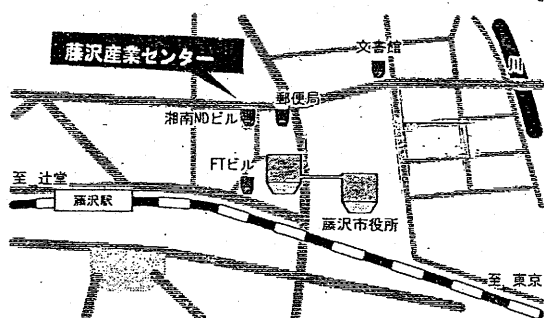
県央会場

※相模原市共催事業
相模原市南保健福祉センター 3階 相模原市南区相模大野 6-22-1 (小田急線相模大野駅から徒歩10分)



湘南会場

※藤沢市共催事業
藤沢産業センター 藤沢市藤沢109 湘南NDビル (JR又は小田急藤沢駅北口から徒歩2分)



雇児保発0518第1号
平成23年5月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した
延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施について

今夏（7月～9月）の電力需給対策においては、大企業等を中心に電力需要の比較的少ない早朝・夜間及び休日に就業時間等を変更するなどの取組が想定される。このため、市町村においては、延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業を積極的に実施するなど、企業の就業時間等の変更に伴う保育の需要に対応していくことが必要となると考えられる。

については、市町村において、保育所等を通じた企業の就業時間等の変更に伴う利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施体制の確保をお願いしたい。

都道府県においては貴管内市町村及び保育所等へ周知の上、円滑に対応できるよう御配慮いただきたい。

事務連絡

平成23年5月18日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、
休日保育事業及び家庭的保育事業の実施にあたっての具体的方策について

「夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施について」（平成23年5月18日雇児保発0518第1号）をうけて、延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業については、下記のとおり利用者のニーズを把握するとともに、実施体制を確保願いたい。

1 利用者のニーズの把握について

市町村において、保育所等を通じて、保護者のニーズを聴取するなどの方法により、可能な限り延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の需要量を把握する。

2 実施体制について

(1) 延長保育事業

- ・既に延長保育を実施している保育所において、更に保育時間を延長
- ・延長保育を実施していない保育所において、期間中のみ延長保育を実施等、利用者のニーズに応じて、市町村において必要な実施体制を確保すること。

(2) 休日保育事業

- ・既に休日保育を実施している保育所等を利用
- ・休日保育を実施していない保育所等において、期間中のみ休日保育を実施等、利用者のニーズに応じて、市町村において必要な実施体制を確保すること。

(3) 家庭的保育事業

- ・保護者の就業時間変更等にあわせて、家庭的保育者による保育時間を変更する等、利用者のニーズに応じて実施体制を確保すること。なお、家庭的保育者による対応が困難な場合は、連携保育所の協力や延長・休日保育の実施により実施体制を確保すること。

3 職員配置について

保育時間が早朝・夜間及び休日となることが想定されるため、これに対応できるよう保育士等（家庭的保育事業における家庭的保育者を含む）の確保をお願いしたい。

職員配置については、「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇発第0609001号）に基づき保育士等を配置すること。

※延長保育については（別添6）延長保育促進事業実施要綱5（2）、休日保育については（別添2）休日・夜間保育事業実施要綱1（4）②、家庭的保育事業については（別添4）待機児童解消促進等事業実施要綱1（1）⑤の職員配置基準に基づき保育士等を配置すること。

4 その他

日本経済団体連合会（以下、「経団連」という。）等から、電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に伴い、保育所等による休日における保育について要望がなされている。

これにより生じる保育ニーズについては、経団連等から速やかに聴取することとしており、この旨参考までに申し添える。

（連絡先）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
保育課地域保育係 島田・平井
電 話 03-5253-1111（内線7928）
F A X 03-3595-2674
E-mail shimada-sunao@mhlw.go.jp

平成24年度国家予算・施策に対する要望書

1. すべての子どもの最善の利益を保障するため、質と量の確保された制度の構築を図っていただきたい。	
(1)	子ども・子育て新システムの構築は、財源確保を前提とすること。
(2)	すべての保育を必要とする子どもが、「いつでも・どこでも」保育を利用できるような仕組みとするために、市町村の実施責務を明確にすること。
(3)	すべての子どもに良質な環境を提供するために、一般財源化されている公立保育所についても、財源を含め、子ども・子育て新システムの制度に位置づけること。
(4)	保育の必要性の認定や利用に関する支援を行う子育て支援コーディネーター等の設置を図ること。
(5)	すべての子どもに保育を受ける権利を保障するために、保育所の安定的運営に配慮した制度設計を図ること。
2. 児童福祉施設最低基準を改善し、保育の質の向上を図っていただきたい。	
(1)	保育士が安定して働くことのできるよう、保育士の処遇を抜本的に改善すること。また、そのために必要な財源を確保すること
(2)	保育の質を維持・向上するための研修体系の確立と研修機会の保障
	① 研修への参加を可能とする職員体制等と十分な研修参加費用の維持・拡充
	② 保育士の勤務時間内に研修および教材準備時間を確保すること。
(3)	保育士の職能の向上と専門性の強化を図ることのできる仕組みとすること。
	① 「保育士資格」取得にあたっての国家試験の導入
	② 市町村における新任保育士等職員の基礎研修等の確立
	③ 主任保育士の責務の明確化と児童福祉施設最低基準への位置づけ(制度化)
	④ 保育士の養成等の充実
	⑤ 保育士のキャリアアップ・キャリアパスの仕組みの導入
	⑥ 短時間・非常勤保育士の配置に一定の制限を図ること。
(4)	保育所長の責務の明確化と児童福祉施設最低基準への位置づけを図ること。
	全社協が実施する「保育所長専門講座」の公的認定としての施設長講座への位置づけること。
(5)	保育士等の再就職支援の取り組みを維持し拡充すること。
	(職場復帰のための研修体制の整備)
(6)	開所時間中は、児童福祉施設最低基準以上の配置ができるような運営体制とすること。
(7)	児童福祉施設最低基準をナショナルミニマムとして堅持し、改善を図ること。
	① 児童福祉施設最低基準の大幅な改善
	② 国の認可保育所の施設整備基準額の改善
	③ 保育を行う子どもグループの小規模化
	④ 配慮が必要な子ども等に対する支援を行うための知識や技術を有した保育士等の配置
	⑤ 看護師の配置
	⑥ 地域の子育て家庭や保護者からの育児相談、子育て支援等に対応するためのソーシャルワーカーの配置
	⑦ 事務職員の配置
	⑧ 栄養士の配置
3. 「子ども・子育てビジョン」における保育所等整備を確実に実行するための施設整備費の確保を図っていただきたい。	
(1)	「子ども・子育てビジョン」の着実な推進のための施設整備にかかる財源確保を図ること。
(2)	被災保育所の再建および耐震化にかかる財政支援措置(自己負担の軽減1/4→1/8)を図ること。
4. 地方の財政状況に左右されない、国としての安定した保育所運営費の確保を図っていただきたい。	
(1)	地方自治体の財政力に左右されない保育所整備・運営がはかれる仕組みとすること。
(2)	財政的に困窮している地方自治体に対し、国としての財政投入、制度保障の対策を図ること。
(3)	児童の減少により保育の継続が困難になっている過疎地域の保育所運営について、市町村等の公的な責任により保育の提供が継続されるよう具体的な対策を図ること。
5. 一時預かり事業について、地域の子どもと家族のニーズに応えられるよう、事業継続・発展が図れる仕組みとしていただきたい。	
(1)	一時預かり事業について、地域の子どもと家族のニーズに応えられるよう、事業を発展させる仕組みとすること。名称を「一時保育」とすること。
6. 東日本大震災からの復興に関し、保育所が「被災者の生活再建に必要不可欠」な存在であることを基とした対応を図っていただきたい。	
(1)	被災地における保育の着実な実施ならびに保育所再建への並行的な支援
	① 地方公共団体における財政力や保育施策への理解の格差による再建の進捗や程度に差異が生じないよう、国のリーダーシップ発揮
	② 被災施設の再整備に係る最大限の補助
	③ 被災施設の再整備にかかる債務免除・返済の猶予
	④ 移転用地の確保・移転地の用途規制の緩和
	⑤ 「仮設施設」の早急な整備による事業継続の確保
(2)	被災した子ども、保護者、保育所従事者の心のケアに関する継続的な働きかけ
(3)	保育再開時の保育用品を始めとした物的支援
(4)	関係者の雇用確保や継続に関する支援
(5)	被災地の事業者や自治体に対する迅速でわかりやすい情報提供

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

■小川益丸会長 再任■

～全保協役員改選結果～

5月17日（火）に平成23年度第1回全国保育協議会協議員総会が開催されました。総会冒頭のあいさつで、小川全国保育協議会会長より、東日本大震災において亡くなられた方々のご冥福をお祈りしたいと呼びかけ、出席者全員で黙祷をささげました。

また、議案審議に先立ち、東日本大震災等にかかる全国保育協議会のこれまでの取り組みについて、菊池副会長より報告を行いました。

総会の議案は、【第1号議案】平成22年度全国保育協議会事業報告（案）について、【第2号議案】平成22年度全国保育協議会会計決算について、【第3号議案】東日本大震災における被災地保育所の全国保育協議会会費の取り扱いについて、【第4号議案】全国保育協議会役員改選についての審議が行われ、第1号議案～第3号議案は原案通り承認されました。なお、第4号議案については、平成23年度・平成24年度の全国保育協議会役員の改選が行われ、会長に小川益丸氏（広島県）が再任されました。全国保育協議会新役員体制は<表1>のとおりです。

<全国保育協議会正副会長>



写真左より、佐藤秀樹副会長（新任／青森県）、菊池繁信副会長（再任／大阪府）、小川益丸会長（再任／広島県）、上村初美副会長（新任／全国保育士会会長）、万田康副会長（再任／福岡県）、飯島俊勝副会長（再任／長野県）

<表1>

全国保育協議会 新役員名簿

役職名	平成 23・24 年度		
	都道府県	氏名	施設名
会 長	広島県	小川益丸	新市保育所
副会長 (公立保育所代表) (全国保育士会)	大阪府	菊池繁信	もみの木保育園
	長野県	飯島俊勝	芙蓉保育園
	福岡県	万田 康	新生第二保育園
	青森県	佐藤秀樹	こどものくに保育園
		(後日選出)	
	福岡県	上村初美	砂山保育園
監査委員(協議員) (一般会員保育所)	愛知県	伊東世光	天使保育園
	神奈川県	富田英雄	岩瀬保育園
常任協議員			
北海道・東北ブロック	秋田県	田岡 清	城南園
関東ブロック	埼玉県	吉田武人	寺谷保育園
〃	川崎市	奥村尚三	すこやか高津保育園
東海・北陸ブロック	愛知県	安藤 哲	白鳩保育園
近畿ブロック	京都府	伊藤義明	登り保育園
中国ブロック	鳥取県	大橋和久	倉吉東保育園
四国ブロック	徳島県	大和忠広	花しんばり保育園
九州ブロック	大分県	佐藤成己	宮田保育園
公立保育所委員会		(後日選出)	
全国保育士会	宮城県	尾形由美子	青葉保育園
全国保育士会	千葉県	鈴木美岐子	花の井保育園
全国保育士会	宮崎県	牧野多津子	こひつじ保育園

■ 「平成 24 年度保育施策と予算に関する要望書」を 厚生労働省に提出 ■

全国保育協議会と全国保育士会は、平成 23 年 5 月 17 日（火）に、「平成 24 年度保育施策と予算に関する要望書」を、厚生労働省雇用均等・児童家庭局 今里保育課長に提出しました。本要望書は、平成 23 年 3 月に要望内容等をまとめ、3 月 17 日（木）の平成 22 年度全国保育協議会第 2 回協議員総会後、厚生労働省に提出する予定でしたが、東日本大震災等の関係で見合わせていました。今回、提出するにあたり、東日本大震災からの復興に関し、被災者の生活再建に保育所は必要不可欠な存在であることを基とした対応についての項目を加え、要望したものです。具体的な要望内容は別紙、「平成 24 年度保育施策と予算に関する要望書」をご参照ください。要望書は主要な事項を 1 ページ目に、詳細事項を 2 ページ目に記載しています。

平成 24 年度保育施策と予算に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会

1. 国は、すべての子どもの最善の利益を保障するため、質と量の確保された制度の構築を図っていただきたい。

子ども・子育て新システムの検討にあたっては、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に示されている「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にす社会」の実現を基本とし、下記の視点により制度的対応を図っていただきたい。

- (1) 児童福祉としての役割を維持するべき
- (2) 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき
- (3) 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない
- (4) 就学前の時期は 3 歳で分割することなく、発達連続性を確保した制度として構築すべき
- (5) 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき
- (6) 利用の障壁となる内容は認めるべきではない
- (7) 市町村の関与を法で明確に定めるべき

2. 児童福祉施設最低基準を改善し、保育の質の向上を図っていただきたい。

児童権利条約による子どもの権利を保障するために、子どもの活動にふさわしく、より安心・安全で良質な保育等の環境を確保するための児童福祉施設最低基準等の抜本的な改善を図っていただきたい。

3. 「子ども・子育てビジョン」における保育所等整備を確実に実行するための施設整備費の確保を図っていただきたい。

4. 地方の財政状況に左右されない、国としての安定した保育所運営費の確保を図っていただきたい。

5. 一時預かり事業について、地域の子どもと家族のニーズに応えられるよう、事業継続・発展が図れる仕組みとしていただきたい。

6. 東日本大震災からの復興に関し、保育所が『被災者の生活再建に必要不可欠』な存在であることを基とした対応を図っていただきたい。

- (1) 被災地における保育の着実な実施ならびに保育所再建への並行的な支援
 - ① 地方公共団体における財政力や保育施策への理解の格差による再建の進捗や程度に差異が生じないように、国のリーダーシップ発揮
 - ② 被災施設の再整備に係る最大限の補助
 - ③ 被災施設の再整備に係る債務免除・返済の猶予
 - ④ 移転用地の確保・移転地の用途規制の緩和
 - ⑤ 「仮設施設」の早急な整備による事業継続の確保
- (2) 被災した子ども、保護者、保育所従事者の心のケアに関する継続的な働きかけ
- (3) 保育再開時における保育用品を始めとした物的支援
- (4) 関係者の雇用確保や継続に関する支援
- (5) 被災地の事業者や自治体に対する迅速でわかりやすい情報提供

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

■質改善・機能強化に関する具体的な方策が示される■

～基本制度ワーキングチーム第11回会合が開催される～

障害児や社会的養護を要する児童を含めて、すべての子どもを例外なく新システムに組み込んで責任あるサービスを提供するために、今後、基本制度案要綱との整合化や、根拠法、所管庁の一本化が課題に。

去る5月18日(水)に、基本制度ワーキング(以下、「WT」)第11回会合が開催されました。

冒頭、末松副大臣からは5月11日(水)の幼保一体化WTの際と同様に、社会保障と税の一体改革がこれまでのスケジュールどおり6月末にまとめられる予定を見据えて本WTの議論を進めていくこと、5月12日(木)の「社会保障改革に関する集中検討会議」においても、一体改革の中で子ども・子育てが国家の優先課題に位置することの理解を進めているとのあいさつがありました。

また、小宮山副大臣からは、5月末までにとりまとめる予定の厚労省案にはこの場で議論された事項が入ること、これまですすめてきた税制改革に係る非公式会議の中でも子どもに比重を置いた対応の方向話となるよう意見を述べてきたとの報告がありました。

当日の主な議題は、質改善(機能強化)の具体的な方策に関するもので、次の5つの柱が示されました(内容は、本項目最後部を参照)。

- I. 潜在的な需要(待機児童)解消に向けた対応
- II. 子どもの発達支援
- III. 総合的な子育て支援
- IV. 小1の壁の解消
- V. 社会的養護

これまでの検討に関する意見交換も含めた、当日の議事概要は下記のとおりです。

なお、当日の会合の様子は、下記内閣府の URL から、動画で見ることが可能です。

http://www.cao.go.jp/lib_004/shoushi/20110518kihon11.html

「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度WT第11回会合の資料は、下記のURLをご参照ください。(または、内閣府>少子化対策ホームページ 新着情報からご覧ください)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

議事概要 (全保協事務局作成)

(敬称略)

1. 検討のスケジュール感について

末松副大臣

- 震災の影響により3~4月は中断していたが、本日から基本制度WTも再開。
- 「社会保障と税の一体改革」は菅総理の強い意向のもとで予定どおり6月末にまとめられる予定。この動向も見据えながら、本WTにおいても議論。
- 5月12日(木)に開催された「社会保障改革に関する集中検討会議」では、次の4点について理解を得るよう説明した。
 - (1)一体改革の中で、子ども・子育ては国家の優先課題に位置すること
 - (2)持続可能な社会保障の構築には次世代が良質な環境で育つことや女性の社会参画が必要であること
 - (3)その実現には社会全体で子どもを支えねばならないこと
 - (4)世界的に見てわが国は子どもに対する財政支出が少ないことに対応が必要、OECDからの指摘もあるところ
- 5月末までに各種の数字・額が入った厚労省案を作成し、財源を6月末までに固める。サービスに対する財源がすべてつけば望ましいが、最初から満額でなくとも段階的に充実させたい。

小宮山副大臣

- (上記の)厚労省案にはこの場で議論された事項が入る。震災で社会保障の財源が削られる不安へは、子どもにお金をかけないと復興を担う人がいなくなることや、子どもは“効率化”以前の状況におかれていることをさまざまな場で説いている。6月からは税制改革の動きが始まる。関連する非公式会議の場でも、子どもに比重を置き、お金をかけるべきという方向で話をしてきたところ。

(復興財源の手立てや税と社会保障の一体改革に係る政府の動きが見えない中、子ども・子育ての分野だけが突っ走っていいものか、との全国市長会 倉田委員からの指摘に対して)

村木政策統括官

- 震災はあれど、少子高齢化は止まらない。すでに借金をして対応をしている中で、震災後の姿のなかでも、子ども子育てにいくらの費用がいるかを示すことが責任ある姿勢と考えている。

2. WTにおける主な意見等

中島委員：(日本労働組合総連合会 総合政策局長)

- 地方では、財源の問題から障害児対応の一般財源化が進行。裁量権はあるが、実際にはパートや無資格者での対応となっている。ナショナルミニマムとして一定のレベルを保つための特定財源が必要。

宮島委員：(日本テレビ放送網 解説委員)

- 「社会保障改革に関する集中検討会議」でも、子ども・子育ては重要だとの考えが拡大。高齢分野から譲っていただくなど他の分野に我慢を強いる立場をとるには、子育ての中でも優先順位や検討している中での限界を示すべき。
- 0～2歳児の受け皿を増やすことが重要。この部分を実施してくれるところへお金を投下するというインセンティブが必要になる。この対応をしないと日本の経済社会の国力を損ねる。
- 多様なニーズへの対応はもちろんで、この先は電力事情もあって働き方が変容。休日や夜間の保育が足りなくなるのは明らか。
- 原発対応での飲料水確保をとっても、早期の対応は、全国展開の大規模事業者であった。社会福祉法人はこれまで良い保育を行ってきたが、一法人一施設に急激な拡大への対応は困難。
- これまでのサービスは継続しながらも、量的拡大に対応するための事業体も必要。0～2歳児の受け皿拡大のためにも大胆な参入誘導を財源注入とともに進めるべき。
- 幼保一体化が望ましいのは皆の合意である。
- あるべき姿を見せて段々に進めるというのはひとつの手としてはあるかもしれないが。自治体内での障壁は無くなるのに、法律や管轄の壁が解消できないのは疑問。
- 未就学児をトータルで見えていくためにも、将来、法律や管轄の壁は取り除いて一本化していくべき。
- 保育関係者は、外に（国民に）向かって財源をどう活かしているかをわかってもらえる努力を。給食室を例とすれば、対応に数千億円がかかるというが、本当にどこまで必要なのかを示すべき。
- アレルギー対応もシステムとして対応すれば良く、食べ物の質を落とさずに過剰な費用をかけない方法を考え、財源に対する国民の理解を得る必要がある。

田中委員：(日本商工会議所 特別顧問)

- 労使による拠出金を中心ではなく、財源の確保は公費で賄うべき。給付と負担のかみ合わない特別勘定はシステムとしておかしい。
- わが国では中小企業が9割を占め、国民の7割はそこで労働。この部分に負担をさせるのは、逆に子育ての障害に成り得る。
- 何を優先するのか、どのように解決するのか、実態に合わせた議論をすべき。質については、多様なサービスもあるという考えに立って議論すべき。規制改革や参入、サービスの多様化が必要。

奥山委員：(子育てひろば全国連絡協議会 理事長)

- 被災地では、未就園児へのサポートが少なく、未就園児をもつ家庭支援の弱さが見え

た。全国展開事業者のスピード感を見ても、緊急時の対応には仕組みが存在していることの重要さがわかった。

- 子育てのシステムをきちんとしておくことが大事で、新システムだからこそ復興のために被災地から進めていくというのも一手。

秋田委員：(東京大学大学院 教授)

- 新システムは子育ての大変さに着目した案となっているが、国民の政治的理解のために、園が足りないから増やすという点に留まらず、学力の差も含めた子どもの問題として対応をはかるべき。
- プライオリティとして理解はできるが、量だけの問題ではない。子どもの健全な成長のために質の向上も行うという国の成長戦略が必要。子どもの人材育成の視点が必要。

大日向委員：(恵泉女学園大学大学院 教授)

- (5月11日(水)の幼保一体化 WT の報告と前置きして)
 - ・ 当日は、全体像を議論。
 - ・ 「給付上の一体化」、「名称の一本化」、「学校教育・保育として保育の中に幼児教育が入っていることへの理解」などについては評価があった。
 - ・ 一方、制度案要綱との整合性や制度のわかりやすさや二重・三重行政の解消、未就学世代の安心・安全などについては意見もあった。
 - ・ 被災地では幼稚園だの保育園だのと言ってられないとの話もあった。
- あるべき姿を見せて、確実にひとつずつ近づけていくことがいいのではないかと座長として話をしたところ。

尾崎委員：(全国知事会 子ども子育て支援プロジェクトリーダー／高知県知事)

- 幼保一体化の進め方イメージとして「地域の実情に応じて」とされていることは評価。
- 今後は子ども子育てを超え、介護等も含めた小規模多機能なサービスを一体的に1か所でできるような検討を要望(財源的な担保もあわせて)。

駒村委員：(慶應義塾大学 教授)

- 一部負担部分は定率とすると低所得者のアクセスに影響が出る。上乗せ徴収の免除や補足給付は法律上に記すことが必要。

濱谷課長：(文部科学省)

- 定率・定額の負担等については、今後、例を示しながら議論いただきたい。
- 実費負担や入学金についても、法律・政省令・指定基準のどれになるかはわからないが、いずれにせよ制度としての対応は行う。

山口委員：(日本こども育成協議会 会長／JPホールディングス代表取締役)

- 「多様な事業主体の参入」とこれまで記載されていたものが「多様な事業者の参入」となった。
- 「多様な事業主体の参入」で競争による質の向上が期待できる。量的拡大も多様な主体の参入で解決できる。自己研鑽で園児にも保護者にもやさしい保育士をどう育てるかが競争の中で生まれるのである。

※文部科学省 濱谷課長は、「幼保一体化 WT 資料については修正を加える」旨を発言。加えて、次の事項を述べた。

- ・ 今回、検討議論いただく「質」は財政的視点からのもの。例えば配置基準。
- ・ 「制度面での指定制度の枠組み」、「基準の性質(全国一律のもの、地方裁量の

もの)」、「配置基準の向上」などの点は財政とも関連しており、切り離しての話ではない。

北條委員：(全日本私立幼稚園連合会 副会長)

- 「小1の壁の解消」に関して、放課後児童クラブは子どもの利益と相反するかもしれない。ワークライフバランスを推進して子どもに過重な負担をかけないことが必要。

渡邊委員：(全国町村会 常任理事/新潟県 聖籠町長)

- 国の基準と地方独自の施策があるべきで、すべて全国一律というのはどうか。質の向上にかける市町村の余地を残しておいて、地域の実情に合わせた指定基準の検討に配慮を。
- 今後、システムと財源の関係については、計画的な制度設計のためにも現場の声にそって対応を望む。

両角委員：(明治学院大学 教授)

- 給付の検討は、量と質の双方充実がその視点。量の拡大が優先され、質が置いていかれるのは不安。
- 競争に委ねるのはダメで、前提として質が確保されていることが当然。
- 利用者の理解のためにも、量はもちろんのこと、「このような仕組みで質を確保していく」という点に加え、契約や配置基準も含めてわかりやすく示すことが必要。

藤原委員：(日本経団連 経済政策本部長)

- この場の議論の進め方に危惧。平成23年度特例交付金法案も通っておらず、歳入の半分しか確保できていない中では財源を当てにした議論はいかがなものか。
- 給付の効率化や施策の優先順位を決めるなど、財源が無くても対応できる議論を進めるべき。多様な事業主体の参入も1つの要素。
- 公定価格は参入者のインセンティブにならない。両睨みの議論を行うべき。

坂崎委員：(日本保育協会 理事)

- 震災で保育所では1人の死者も出していない。1法人1施設ゆえとは言わないが、目の届く保育が子どもたちを守った一例。
- 量の拡大と質の向上はセットである。これは財源があるからこそ実現するもの。質と量に関わる財源を工程表として示して欲しい。

菊池委員：(全国保育協議会 副会長)

- 基本制度案要綱に則った上で世界に誇る学校教育・保育の質の高さを実現していくためにも、財源確保が最優先。子どもの問題は将来の国家像である。
- 質に関して水準向上や機能強化の文言が並ぶが、これまでも課題提起してきた8時間22日と11時間25日のその差1.56倍に見合った単価の見直しがなされていない。このことでし寄せが現場に行き質にも影響している。
- 対人サービスであるので職員処遇の向上なしに質の改善もありえない。
- 障害児や社会的養護を要する児童を含めてすべての子どもを例外なく新システムに組み込んで責任あるサービスにつなげていきたい。
- 市町村の関与については、児童福祉法24条に拠る義務を言われる方もいるが、基本制度案要綱の5つの責務(①必要な子どもにサービス・給付を保証する責務、②質の確保されたサービスの提供責務、③適切なサービスの確実な利用を支援する責務、④サービスの費用・給付の支払い責務、⑤計画的なサービス供給体制の確保、基盤の整

備責務)を法に明確に位置づけてさらに強固に示して欲しい。

- 一方で、この推進にあたって自治体がきちんと対応できるような国による環境整備もあわせて行って欲しい。
- 震災の保育下で1名の死者も出ていないこと、乳児への対応も困難であったが、現場の保育士が子どもの命を守るという使命のもとで動いていたことをあらためて申したい。

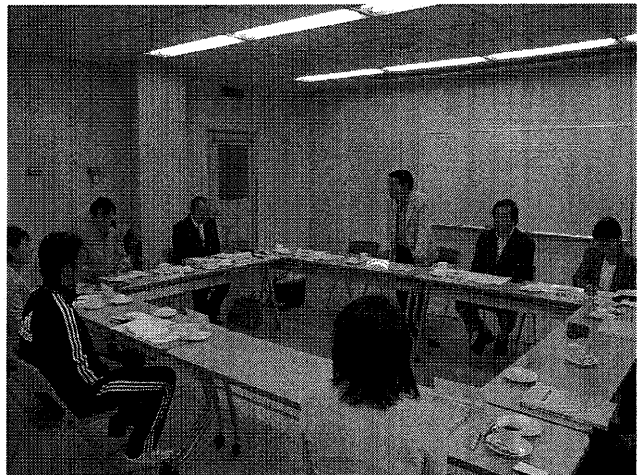
大日向委員：(恵泉女学園大学大学院 教授)

- 本日は、基本制度案要綱との整合化や、根拠法、所管庁の一本化についての意見も出た。何らかの形で織り込めればと考えている。
- 新システムの構築は待ったなしの状況もあり、理想の姿を共有しつつ、できることから始めて行きたい。

(以上)

■岩手・宮城に引き続き、福島・茨城へ■ ～東日本大震災 全保協役員 被災現地調査～

全保協 小川益丸会長ならびに菊池繁信副会長、全国保育士会 御園愛子会長(訪問当時)は、東日本大震災による保育所の被災状況調査ならびに現地の支援ニーズ聞き取りのため、4月の岩手県・宮城県訪問に引き続き、5月11日(水)～13日(金)の間、福島県・茨城県の被災現地調査を行いました。



福島県保協役員の方々と全保協役員との意見交換の様子

本調査に際し、福島県保協(大塚孝明 前会長、樋田利治 前副会長、國井 隆介副会長、渡辺恭子 副会長)、茨城県保協(清水敏孝 会長、館野正弘 前会長、石橋豊美 副会長、永徳眞隆 副会長)に協力をいただきました。

現地調査の結果、以下のような状況や課題などを伺いました。今後も全保協としての被災地支援を継続してまいります。

※調査報告詳細は、会報「ぜんほきょう」6月号に掲載いたします。

1. 被災後の現状等

- 福島では、地震・津波・原発・風評被害の4つに苦しんでいる。
- 茨城では、北部では津波と原発、中南部ではかなり酷い液状化への対応に苦慮している。

2. 保育の再開・実施に関して

- 安心して飲める水が少ない。乳児のミルク対応もあり、ミネラルウォーターの安定供給が必要。
- 公民館を借りて臨時で保育を行っているが、運営費が入ってくるかが不安。
- 避難民が滞在しているホテルや旅館の1室を借りて、ボランティア的に子ども広場のような活動を行っているケースもある。
- 災害時に、園児を預かる体制をどこまで準備しておけばよいか、自治体と一緒に考えていこうとしているところ。
- 各園では、保育士お互いが被災を分かち合っているからこそ、お互いに配慮して、生活再建のための休みを調整できている。現状では、人的支援は必要ない。
- 災害時の保護者のお迎え訓練を年に2回行っていたため、3/11もさまざまな経路でスムーズに保護者は園にお迎えに来ることができた。
- 今後、代替地での保育または移転するに当たって、建物の残存価格の整理をどのように進めたらよいか、補助金適化法の兼ね合いも含めて情報が欲しい。

3. 原発事故・放射能への対応

- 3月11日以来、園児は外で遊ぶことを封印された。通常の保育ができないことに苦慮している。
- いわき市では、市が保有している線量計を貸し出して、園ごとに計測している。継続的に放射線量に関するインフォメーションを保護者へ発信することに留意している。
- 通常の生活に戻るには、原発が落ち着いてから、すなわち年単位でこの先を考えている。ただし、30キロ圏内の公共的インフラ（上下水道、ガス、電気等）が完全回復してから戻るなのであって、仮設住宅から仮設住宅への転居は考えられない状況。
- 保育の再開・実施にあたって、放射線測定器が各園に必要。

■保育三団体被災地支援募金 2億9,500万円(5/18現在)に■

東日本大震災における保育三団体被災地支援募金は、5月18日現在、2億9,500万円を超えました。第一次配分の送金は被災地県の保育組織に順次送金をしております。なお、全保協ニュースNo. 11-04でお知らせしておりますとおり、募金期間を延長して6月30日（木）まで延長しました。復興に向けて継続的な支援をすることが大事であり、引き続きご協力をお願いします。

＜保育三団体被災地支援募金＞振込口座

金融機関：三井住友銀行

支店名：東京公務部（店番号：096）

口座：普通預金 167251

口座名義：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金 会長 小川益丸

※ 窓口では「保育三団体被災地支援募金」で振込手続きが可能です。

※ ATMでのお振込の場合、口座名義の前半部分のみの表記となる場合があります。

※ 三井住友銀行本支店（ATMを含む）より振り込む場合、振込手数料受取人払いをご選択いただけます。

■延長保育の拡大や休日保育の実施を■

～厚生労働省、節電対策にともなう保育ニーズへの対応を要請～

厚生労働省は、5月18日付けで、夏期の電力不足に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業や休日保育事業の実施について、都道府県知事・指定都市長・中核市長あてに保育課長通知を発出しました。

夏場の節電対策として、企業は土日の休日を平日に振り替えたり、就業時間を変更する等の検討が想定される中、市町村においては、延長保育事業、休日保育事業等の実施など保育ニーズに対応した実施体制を確保するよう要請したものです。さらに、これら企業の就業時間等の変更に対応した延長保育、休日保育事業等の実施にあたっての具体的方策として、利用者のニーズ把握を行い、その把握したニーズに対応できる職員配置の確保について示しています。詳しくは、別紙「夏期の電力受需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長／平成23年5月18日）をご参照ください。

No. 11-08

2011. 6. 7

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆質改善の方策 示されるが財源構成は非提示◆

～基本制度WT第12回会合が開催される～

去る5月31日(火)に、基本制度ワーキングチーム(以下、「WT」)第12回会合が開催されました。冒頭、末松副大臣より「税と社会保障に関する集中検討会議は、集約の段階に入った。5月23日に菅総理から指示があった社会保障改革における「安心3本柱」では、子育てが筆頭項目に挙がっている。また、5月30日に開催された同会議では、「支え合い3本柱」と「成長3本柱」も示され、今週中に改革案の原案をまとめて政府・与党へ提出する」との挨拶がありました。

今回のWTでは、①幼保一体化ワーキングチームにおける議論の報告、②質の改善についての協議が行われ、なかでも指定制と更新、多様な事業主体の参入、財源問題について多くの意見が出されました。

本会からは、佐藤副会長(菊池副会長の代理)が出席し、(1)新システムの大きな目的のひとつである「質の確保・向上」が担保されない制度改正は、子どもの育ちが保障されず、質の低下につながる、(2)質の向上を担保するには「職員配置基準」の引き上げであり、そのための財源確保が前提である等について、継続して主張しました。また、指定制・需給調整(新規指定・更新)について、(1)指定更新の運用において、適正性や透明性の確保が厳守されるべき、(2)指定更新に係る基準は国の責任において示されなければならない。保育教諭の配置に関しては、資格要件を検討・整理する段階で、十分な移行期間と特例措置も含めた配慮が必要である。保育教諭の資格検討の際の視点として、幼稚園教員免許と保育士資格の取得にあたって、双方がすでに修めている事項をあらためて要件とすることの無いような細やかな配慮がなされるべきである、等について発言しました。

なお、今後の予定として、末松副大臣から、「6月にとりまとめる社会保障と税の一体改革を見据えて、この場の議論も取りまとめていく。6月も本WTでの更なる議論をお願いしたい」との発言がありました。

（進行：末松副大臣）

(1)末松副大臣あいさつ：社会保障に関する集中検討会議は、いよいよ集約の段階に入った。5月23日には菅総理から社会保障改革における「安心3本柱」の指示があった。その中では、子育てが筆頭項目に挙がっている。5月30日の会議では、「支え合い3本柱」と「成長3本柱」もあり、今週中に改革案の原案をまとめて政府・与党へ提出となる。

(2)意見交換

大日向 幼保一体化WT座長（恵泉女学園大学大学院 教授）：

[5/23 幼保一体化 WT 開催報告]

・5月23日の幼保一体化WTでは、指定制や幼保一体化に関する議論を行った。提案した資料の内容に対して評価を複数いただいた一方、質問もあった。設置主体については、株式会社も学校法人や社会福祉法人と同様に扱うべきとの点もあり、今後、関係者で十分に協議を行うとした。

・合意のあった事項としては、(1)学校教育・保育とは、学校教育法上の教育と、教育基本法上の保育と教育を含むこと、(2)総合施設（仮称）は、学校教育・保育・家庭における養育支援を一体的に行うものであること、(3)こども園（仮称）給付の財政措置に関する二重行政を解消すること、(4)市町村新システム事業計画にそって、学校教育・保育の整理を行うことなどである。

・残された課題としては、(1)0・2歳について児童福祉法上の教育も含めた一本化、(2)新システムの所管の一本化などであった。

・児童福祉法の改正は65年来の悲願であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障する姿がかなり鮮明になったところである。

・幼保一体化を含む新システムは、社会保障と税の一体改革にも及ぶもので、理想の姿を共有し、できるところから行って理想に近づけていきたい。

・税制改革や新システムの国における所管の整理とあわせて、財源確保が不可欠であり、政府にはしっかりと取り組んでいただきたい。

小田切代理（高知県地域福祉部長・全国知事会 尾崎子ども手当・子育て支援プロジェクトリーダー到着までの代理）：認可や指定も含め幼保一体化の枠組みが明らかになった。大都市特例も含め、自治体の裁量権や国・県・市の役割分担については、地方との協議に関する法律も制定されたところであり、しっかりと協議の場をもっていただきたい。

北條委員（全日本私立幼稚園連合会 副会長）：①これまでの検討においては、幼稚園と保育園が当面併存するとの理解である、②質に関する基本的な位置として、これまで質の高いほうにあわせることを基本としていたが、資料で「現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする」との記載に不安がある、③例えば、幼稚園では園庭の設置がすべて義務付けられているが、新システムにおいてすべての設置は無理であり、経過措置として5～10年後にきちんと行うというのが筋である、④私立の総合施設（仮称）は、私立の福祉施設であり学校でもあるという理解ができる。資料上では私立学校という表現を避けているように見える。資料にある新しい法律は、学校教育に関する法体系の根本的な改定である。先の選挙で、その視点は争点でなかったもので進みすぎの感がある。学校教育法改定の面も含めて選挙をすべきではないのか。

濱谷文科省課長：①幼稚園と保育園双方に求める質の水準は、高い低いはあるが、適切かどうかという点で両方を満たすということである、②新しい法律では、学校教育法と児童福祉法の双方を満たす施設として、見合った法律を作るということ、③設置主体を現行の法を原則とするか、学校教育体系の中で他も同列に扱うかは今後検討いただくもの、④学校教育法のどの規定をどのように適用するかの具体的制度設計は、ひとつひとつ関係者から意見を聞きながら整理をしていく。

宮島委員（日本テレビ解説委員）：①（資料 2-1 2 頁で）総合施設（仮称）の設置主体に関して、株式会社やNPOの記載はあるが、「地域の実情に応じた例外」とも書いてある。これまで4年にわたり、審議会等に参加した中で、多様な主体の参入とイコールフットリングで進んだものと理解していた、②ここに来て、資料の中で「及び一定の要件を満たした株式会社、NPO」となった。どのような経緯や議論があったのか。

濱谷文科省課長：①これまで給付も含めて議論いただいた中で、総合施設（仮称）の位置づけについては昨年11月1日の制度設計の論点として複合的としながら示したところ。大まかな議論は先の幼保一体化WTでも示した、②新システムにおける総合施設（仮称）は、学校教育法上の学校であり、児童福祉法上の施設でもある。学校の設置について特区では（会社に）認められているものの、現行の制度としては認められていない。本日の資料では、現行制度との調和としての考え方案として示した。

宮島委員：①国民は、0～2歳の受け皿拡大とサービスの多様化を求めている。いろいろな人が参入すれば多様なサービスが生まれて良いことだとの認識である、②そう言いながら、一部自治体では参入を制限している。国がどこまで自治体へ話ができるかということはあるが、自治体が本日の資料2-1をもって「及び」以下の主体は排除していいのだという理解になるのが怖い。

（資料 2-1 の）※印の検討は誰が行うのか、③株式会社に参入してよいとされながら、実際には全体の1.8%しか参入していない。法と現実が合っていないのなら、現状に合わせるべきである、④総合施設（仮称）に入れた児童は学校教育を受けられるが、入れなかった人は受けられないというのは、「すべての子どもに」という制度の理念に反する。

大日向委員：①資料2-1は、5月25日の幼保一体化WTのものであり、当日は「設置主体は同列に扱うべき」との意見はあった。今後どのように制度設計に落とすか、議論や協議をこの場で行う、②0～2歳の保育に教育が無いということは一切無い。それをどのように法に見える形にするか。将来的に明確にすべきという意見もある。

濱谷文科省課長：両論あることは承知している。今後、関係者と十分に協議していく。

佐藤委員（全保協 副会長）：

・まずもって、WTへの参画させていただいたことに感謝申しあげる。当初、この検討においては、子どもをしっかり育ていくという仕組みを検討し、作り上げるものだと思っていた。子どもに誇れる、子どもの話をしながら子どもの育ちの仕組みとしての話し合いだと思っていたが、そのようにはできなかった。

・給付がこのようにまとめられたのは評価しているが、名称がたくさんあるのは子どもにはわかりにくいし、説明もしにくい。

・良質な成育環境の点で、学校教育法と児童福祉法双方に触れて記載されたのは評価できる。

・わが国において、保育を必要としない子どもはいない。在宅で保護者が育児している人さえ、保育は必要。

・公費を使いながら上乗せ徴収を認めるという点や、更新制をどう透明性を持って行うかの話は何らされていない。

・全保協では、次のような意見を持っている。まず、基本的な考えとして、潜在ニーズへの対応も含めた量的拡充は、保育の安定供給をはかるための最優先項目である。その際、基本制度案要綱に記されたとおり、質の確保と向上をあわせもって対応をはからねばならない。量的拡充と質向上の実現には、恒久的・安定的な財源確保が不可欠である。それ無きままに制度設計が進められることは、「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にす社会」の担保に繋がらない。

・質の確保・向上については、(1)新システムの大きな目的のひとつが「質の確保・向上」である。このことが、担保されない制度改正では子どもの育ちが保障されず、合理化や効率化のもとに、質の低下を招くことは許されない、(2)質の向上に関する最優先課題は、直接的に影響のある「職員配置基準」であり、すべての園児年齢に対する基準引き上げが必要である。財源の確保とあわせもつことで、保育の充実と保育所職員の処遇改善（賃金・労働環境の改善等）が実現する、(3)保育の現状を見ると、質の向上は「優先順位」をつけるというべきものではない、(4)公立保育所は、すでに運営費の一般財源化がなされているが、新システム導入にあたっては財源の手当ても含めて公私の区別無く同じ考えのもとで運用がはかれるような配慮が必要である。

・指定制・需給調整（新規指定・更新）について、(1)指定更新の運用において、適正性や透明性の確保は厳に守られるべきものである、(2)市町村の新システム事業計画策定には、国の基本指針が遵守され、わが国に育つ子どもの育ちが等しく保障されるための方策が必要である、(3)指定更新に係る運用のばらつきを抑制するための仕組みは、国の責任において具体的かつ明確に示されなければならない、(4)運用のばらつきは、例えば、保育利用の選択幅を狭めることにもつながる、(5)子ども数と保育資源数のバランスが損なわれている人口減少地域への影響は、顕著である。新システムの導入は、いかなる地域にあっても子育て環境が充実し、保育所関係者の雇用へ繋がるものでなくてはならない。

・保育教諭（仮称）の配置に関しては、資格要件を検討・整理する段階で、十分な移行期間と特例措置も含めた配慮が必要である。保育教諭（仮称）の資格検討の際の視点として、幼稚園教員免許と保育士資格の取得にあたって、双方がすでに修めている事項をあらためて要件とすることの無いような細やかな配慮がなされるべきである。

藤原委員（日本経済団体連合会 経済政策本部長）：（資料 2-3 13 ページに）私立の総合施設（仮称）の設置認可には児童福祉審議会の意見を事前に聞かねばならないとあるが、どう読み取るのか経緯も含めて教えて欲しい。

濱谷文科省課長：設置認可も含めて一定の行政処分に関与するということである。

坂崎委員（日本保育協会 理事）：①質と量は双方確保すべきことである。子どもたちにとってもそれが確保すべきことである。単純に量を増やすということではない。これが大前提である、②幼保一体化の姿は、現在示されている 4 つの分類にも見える形で終結なのか。これが幼保一体化なのか、ここまで来てわからない。将来的にまさにひとつの形として整理するのか。

末松副大臣：最終的には 1 つの制度の中で多様な主体に入っただき、わかりやすい制度とするのがベストである。現実を見ながらこの数か月議論を行ってきた。（現在提示されているのは）プロセスであるという考え方である。

笹島委員（全国市長会 社会文教部副部長）：①新システムの基本理念は重要である。次世代は重要との考えに合致するからである、②一方で震災復興の財源や、いわゆる一体改革との関係が不透明な中で議論されていることに不安を感じる、③地方単独事業の実施をしていても、地方では（どこまでが国の事業で、どこまでが地方事業か）区別して行っているものではない、④国と地方の役割分担の協議の場をきちんと持っていただきたい。

山口委員（日本子ども育成協議会 副会長）：前回のWTでは、指定制の更新は公平性の担保も含めて再度議論するとの理解である。ただ、指定制は議論すべきものと理解していない。学校教育法に入っていない社会福祉法人が（設置主体案に）入っていないながら、なぜ企業が入っていないのか。多様な主体の参入促進と総理も言っている。前回のWTでも、多様な主体の参入に反対している人はいないし、コンセンサスも取れている。（資料 2-1 2 頁の）「及び」以下は削除して並列としてもいいのではないかと。

濱谷文科省課長：①学校教育体系に関する法制論も詰めるところはある。社会福祉法人は現行の認定こども園でも一定の要件で並列扱いとしている。公共的な法人である学校法人と社会福祉法人は、現行制度でも要件を満たすものということで同列にしている、②株式会社については、財産的基盤や社会的信望を満たすなどの一定の要件をふまえて議論していく。両論出ているので関係者と議論して、具体的制度設計へつなげたい。

末松副大臣：（5月30日の）総理意向も含めて前向きに取り組む。多様な主体の参入はコンセンサスが取れているのでその方向で進める。

山縣委員（大阪市立大学 教授）：①総合施設（仮称）の管轄はどこになるのか。現在、保育所2.2万か所、幼稚園1.4万か所があり、総合施設へは保育所2.0万か所、幼稚園の1割が移行すると思われる、②新システムは財源確保が前提であり、国民、事業者、自治体がどう拠出するのかの整理が必要、③市町村新システム事業計画における一定の地域（面）を意識した体制整備とケアの連続性が保てるようなシステムが重要。そのバランスが崩れたら、その地域での子育ては成り立たず、連続性が保てない、④過疎地での学校教育が展開できることは評価に値する、⑤保護者の経済的状況による分断を懸念する、⑥幼稚園利用者は保育を必要としないと言っていたが、保育の持つ福祉機能を幼稚園での生活支援につなげる視点で検討してほしい。

濱谷文科省課長：幼稚園でも子育て支援や保護者支援は重要である。新システムはその点を幼稚園も含めてできないかということである。

末松副大臣：国の所管については議論が続いている。文科省・厚労省・総務省・内閣府が今のところの候補であるが、政務三役では内閣府を中心に所管していくべきということで話をしている。今後、さらに上のレベルも含めて話をする。

小宮山副大臣：子ども家庭省をつくりたいが、一気には無理。内閣府で子ども家庭部局を作って、将来につながった線を考えている。今後、さらに詰めて議論していく。

奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会 理事長）：①資料3の追加資料（本ニュース20頁を参照）に所要額1兆円とあるが、当初、新システムの実施に1.5～2.4兆円が必要ということではなかったか、②今後行われる子ども子育て会議には多様な人を入れて議論していただきたい、③0～2歳にかかる子育て支援の体制強化は重要である。週2-3日働きたいという人への受け皿が現状では無い。子育て支援しながら保育ニーズへの対応をはかる必要がある、④事業者からすると週5日利用してくれる保育が望ましいところだろうが、きめ細やかな制度設計が必要。

尾崎委員（全国知事会 尾崎子ども手当・子育て支援プロジェクトリーダー）：①これまで高

年齢者 3 事業である年金、医療、介護が優先されてきたのが、子どもへ広がってきたのは賛同できる、②資料 3 の追加資料に記載の 1 兆円超とは、国が行っている事業のみで捉えようとしている。社会保障の分野では、地方単独でさまざまな事業をしていることを含めて考えないと、社会保障と税の一体改革とは言えず、すぐに再検討が必要になる。国から地方へ広げていくという視点が必要である。

村木内閣府政策統括官：1 兆円超の記載は、国と地方合わせての公費ベースのもの。新システム全体で費用をどう負担するかは、利用者負担や企業の負担も含めて、これからの議論。地方単独事業が子育てでウェイトを占めているのは理解している。新しい財源を何に使えるか、さまざまな仕組みをどう使うか、個別に検討していく。

池田委員（全国国公立幼稚園長会 会長）：①質の改善に優先順位をつけるなら職員配置。学級編成基準の 35 人は少し多い。30 人以下への引き上げをいただきたい、②0・2 歳ももちろんだが、3・4・5 歳でどの集団規模が望ましいのか、今後の研究が必要、③幼稚園の福祉機能については、養護が必要な子どもが増えている状況で預かり保育等も行っており、総合施設（仮称）で保育士資格を有している人にきちんと対応していくという点で期待している。

田中委員（日本商工会議所 特別顧問）：①資料 3 の追加資料の※3「給付等に応じて公費・事業主拠出により負担」とあるが、社会全体で子育てを支えるということは、国が誰とどのような形で拠出するのかをこれから検討するものであり、既成事実かのような記載として一部の事業者だけに負担を求めるのはどうなのか、②給付と負担の関係が、事業主負担の中に入っていないことが問題。

村木内閣府政策統括官：育児休業給付など、この部分に入れ込もうというものはすでに事業主負担がある。社会全体で子育てを支えるという新システムに何を入れて、誰がどのように支えるかは今後検討し、その中で負担も含めて議論していただく。そのことは次のラウンドで行う。

駒村委員（慶應義塾大学 教授）：①新システム本体の財源構成は、いつ示されるのか、②事業主負担は、この際に議論すべきこと。就労と子育ての両立支援は労働施策との兼ね合いであるが、インフラとして作ることは企業にもメリットがある。だからこそ一定の負担を求めるべき。

坂崎委員（日本保育協会 理事）：①量と質はセットで進めるべき、②保育士の給与水準を上げねば、保育士のなり手がいない、③過疎地対策をぜひとも考えて欲しい。定員割れの保育所がすでに何百か所とある。小学校の統廃合と同様の事態がある。

末松副大臣：処遇改善を含めて質の改善をしっかりと担保しながら、財源面でも最大限の努力をする。

今後、6 月にとりまとめる社会保障と税の一体改革を見据えて、この場の議論も取りまとめていく。6 月も更なる議論をお願いしたい。

「子ども・子育て新システム検討会議」における上記 3 つのワーキングチームの資料は、下記の URL をご参照ください。（または、内閣府 > 少子化対策ホームページ 新着情報からご覧ください）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html#kihon>

また、ワーキングチームの当日の会合の様子は上記の URL から動画で見ることができます。

新システムの実施に向けた考え方

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充

※子ども・子育てビジョンベース

- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消

- ・現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
- ・小規模保育など新たなサービス類型を創設
- ・長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実等

- 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)

- ・3歳児を中心とした配置基準の改善
- ・病児・病後児保育、休日保育の充実
- ・地域支援や療育支援の充実
- ・給付の一体化に伴う所要の措置 等

(追加所要額)
1兆円超
(2015年)

- 総合的な子育て支援の充実

- ・子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実等

- 放課後児童クラブの充実

- 社会的養護の充実

- ※ 1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応に取り組む。
- ※ 2 財源は、税制抜本改革以外の財源も含めて検討。
- ※ 3 新システムの施策については、給付等に応じて公費・事業主拠出により負担。具体的には検討中。
- ※ 4 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。
- ※ 5 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る)

(注) ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

◆今回までの協議をふまえ基本制度WTへ報告◆

～幼保一体化WT第9回会合を開催～

去る5月25日(水)に、幼保一体化ワーキングチーム(以下、「WT」)第9回会合が開催されました。冒頭、村木政策統括官より、「社会保障改革に関する集中検討会議」において、『社会保障改革における「安心3本柱」』が提示され、その1番目の柱として「子育て支援強化」が掲げられたことが報告されました。今回のWTでは、①指定制について、②総合施設(仮称)の具体的制度設計についての協議が行われ、幼保一体化WTは今回の協議をもって中締めとし、とりまとめた事項を大日向座長が基本制度WTに報告することとなりました。

本会から委員として参画している佐藤全保協副会長からは、①指定制度の中にある更新制による需給調整によって、本来保育を必要とする人が利用できなくなるようなことが起こらないよう、さらに慎重に配慮してほしいこと、②総合施設(仮称)における臨時休業規定は、今回の震災時対応を鑑み拠点となる施設等の整備を市町村も含めて進めることの必要性や、総合施設(仮称)における子育て家庭への養育支援についての具体的な取り組みを検討する場を設置する必要性について、発言しました。

議事内容(記録は事務局)

《敬称略》

(進行:大日向座長)

(1) **村木政策統括官**:「社会保障改革に関する集中検討会議」において、総理指示にて、『社会保障改革における「安心3本柱」』が提出され、その1番目の柱として「子育て支援強化」が掲げられ、子育て支援サービスの増強や「幼保一体化」の実現が前面に打ち出された。

・(事務局)前回からの資料の主な修正点について

(2) 前回の会合での疑問点について

古都委員(NPO法人全国認定子ども園協会):子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援イメージ図の、地域子育て支援拠点事業について、「市町村が自ら相談等に応じる」とあるが、これが本当に可能なのか。

濱谷文科省課長:市町村の中では、現状として保育担当部局等が相談対応している例もある。「すべて行なわなければいけない」ということではなく、地域ならではの方法によって対応すべき。肝要なのは、第三者の目が行き届かないところでこれらの対応を含む市町村新システム事業計画づくりが行なわれたりしないようにすることである。

(3) **意見交換:指定制について**

山口委員(日本子ども育成協議会):更新制について、透明性のある基準を明確に示さないと、自治体の恣意的な運用により、あいまいになる懸念がある。

濱谷文科省課長:更新拒否の運用について、法律上どのような手続きとしていくのかは、今後具体的に検討したい。

山口委員:今回のWTは最後の検討会議であるが、あとは事務局が決めていくことになるのか。

濱谷文科省課長:これまでの議論についてはこれをもって一定の成果の中締めとする。残

っている課題については、今後必要に応じて検討していく。

渡邊委員(全国町村会、聖籠町長): 指定制については、多様な事業主体の参入により量的拡大を図ろうとする案については評価したい。指導監督については、市町村も関与する仕組みになっているが、市町村は新システム事業計画(仮称)に加えて、管内の施設情報の整理・提供も行うこととされている。市町村は医療や介護分野の業務を含め、さらに負担が拡大するのではないかと懸念している。市町村に過重な負担とならないよう、計画策定や新システムの運用を果たしていく上でどのように都道府県と具体的に連携をしていくのか、そのスキームを示すべき。

佐久間委員(ベネッセスタイルケア チャイルドケア事業部): 需給調整により施設の更新を行わないことができるという案は撤廃してほしい。更新は必要な仕組みだが、介護保険制度以上に厳しい規制がかかる案になっており、賛成できない。また、需要の見込みについて国が参酌標準を示すとあるが、このことにより参入規制を招くようなものにならないようにしてほしい。

佐藤委員(全保協): これまで、すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切に作る社会をつくるという目的のもとに議論してきた。子ども・子育て新システムの基本である利用者主体の方針にあらためて立ち返っていただきたいということをまずは申しあげたい。指定制度の中にある更新制については、本日の資料には質の確保の観点からと書かれているが、別のページには需給調整のためと記されている。更新を行わないことができるということで、本来保育を必要とする人が利用できなくなるようなことが起こらないよう、さらに慎重に配慮してほしい。

中島委員(日本労働組合総連合会): ①事業主体は多様であることは当然だが、指定基準、給付、財源を一体化し、共通ルールのもとに公費を投入し、利用者の観点からこの質が評価される必要がある。②新規指定と更新に関して、指定権限主体はそれぞれのサービスの質について「地域子育て会議(仮称)」とともに評価し、十分な情報開示を前提にその権限を発動すべき。③新システムの指定制度については、自ら発言することが難しい子どもが消費者となるので、介護保険より規制が厳しくなるのは当然。指定権限主体を基礎自治体とし、市町村の権限を明確にすべき。④利用者と施設の直接契約となると、基礎自治体は契約当事者ではなくなり、利害関係がなくなることで権限が弱くなるのではないかと懸念している。これまで以上に市町村の権限を明確にしておくべき。

岡崎委員(全国知事会): ①子ども手当の見直しや大都市の特例なども含め、地方の裁量の範囲等について検討をするときは、地方と十分話をしてほしい。②公定価格は市町村の財政にも大きく影響するので基準単価を早く知りたい。③分野を超えた小規模多機能な事業の組み合わせがどのように可能となるのかについても検討されていければ伺いたい。

普光院委員(保育園を考える親の会): ①これまでの議論から、子ども園は、現行の認定子ども園と近いものとなっているとの認識がある。②給付は一体化されるが、児童福祉法も学校教育法も変えない中で多様なあり方が可能となると認識している。保育の保障という点で重要な、児童福祉法第24条「保育の実施」を変えることなく継続できるのではないかと受け止めている。③需給調整について、利用者の立場からみると、これまで財政面から事業認可が抑制されてきたように感じる。それが正当化されないよう、透明性の高いものにすべき。ただし、指定にかかる手続きの早さという面だけで子どもの最善の利益につな

がらないような安易な事業所が認可されないよう、国の指定基準等を工夫する必要がある。
④面積基準については全社協が行なった「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」の推奨値に移行すべき。⑤これまで認可施設と認証施設によって有資格者の配置割合が違い、区別されてきたところ。それがこども園として一本化されるにあたり、保護者にはわかりにくくなるので、何らかの違いがわかるようにするか、わかりやすい一律の基準を設けるべき。⑥「課外授業」のような保育の切り売りによる上乗せ徴収は禁止すべき。⑦企業が取り組む場合、配当等にかかる利潤が無制限とならないよう、用途制限によりきちんと人件費が確保されるような仕組みにすべき。⑧新システムの実現は財源の確保が大前提。現在、一般財源化された公立施設では非常勤化がすすみ地域格差も生じているが、その解消が図られるようお願いしたい。⑨障害児保育についてもこのシステムの中できちんと保障すべき。

大日向座長: 児童福祉法第 24 条に関して、ご指摘の議論はしていないところ。学校教育法については、0~2 歳児に関しても教育があることを盛り込めないかという点で、将来的に何らかのかたちで実現できればと考える。

菅原委員(全国私立保育園連盟): ①株式会社が児童福祉事業を経営する場合、剰余金の取り扱いを含め、経理区分をどうするのか明確になるよう検討すべき。②新システムの議論にあたり、私たちにとっては保育の質を上げることが最大の眼目であり悲願であった。保育士・看護師といった職員の配置基準の問題は最大の重点項目として取り上げてほしい。施設の量的拡大の中で予算が膨らむと考えているが、質の問題が後回しにされないようにしてほしい。

清原委員(全国市長会): ①指定制度が確実に運用されるよう、子育て支援の財源の確保をしっかりと行なってほしい。②市町村等で需給計画を立てるにあたり、指定・指導監督は都道府県であるとする、市町村とのいっそうの連携が必要になってくる。多様な保育事業を行う指定事業者の指定・指導監督の主体については市町村長とするとのことであるが、それが需給にかかる調整弁となったりはしないか懸念。待機児問題が解消したから指定を更新しない対応をとるとするのは市町村としても心苦しい。こうした基準のあり方についても国と地方の密接な協議上の課題とすべき。③指定と更新にあたり、第三者評価も活かされたかたちで、保護者にわかりやすい形式での情報公開を行なうことが必要。④市町村事業として整理されるとする延長保育のあり方については、例えば地方自治体において認証保育所の開所時間の現状を考えた時、実態と見合ったものになっていくのかどうか。延長保育事業と病児・病後児保育事業については市町村事業としての指定制の整理だけではないのかどうか検討すべき。

今里厚労省課長: 子ども園給付にかかる時間設定をどう考えるかについては、さまざまな現状をふまえ、今後検討したい。

入谷委員(全日本私立幼稚園連合会): 指定にかかる経過措置について、すでに認可を受けている個人立幼稚園も指定があったものとみなされるのか。また、幼保一体化のイメージ図が示されているが、人口減少地域においては更新制等により民間事業所が削減されないかとの不安を抱いている幼稚園もある。更新制は質の確保のためではなく、需給調整に利用されるものとなりかねないので、きわめて慎重に対応してほしい。保育を受ける権利を有する当事者に不利益とならないようなプロセスを確保すべき。

濱谷文科省課長:個人立幼稚園も指定があったものとみなされることとなる。

荒木委員(全国国公立幼稚園長会):①総合施設(仮称)の設置主体については国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人を原則とすべき。②設置認可・指導監督等の主体は地域格差が生じないように都道府県教育委員会が関与するものとすべき。③更新制の実施にあたっては第三者評価も取り入れていくべき。④設置基準について「学校教育」部分については施設類型を問わず幼稚園設置基準を適用すべき。また、学級担当制とし、それにより就学期へのなめらかな移行が可能となるようにすべき。そのためにも職員の資格は、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を原則とすべき。

古都委員:保育の量的拡大を加速させていくうえで、指導監督権限に関して、きちんとした評価機関を設け、都道府県や市町村とタイアップしていく仕組みが必要。

(4) 意見交換：総合施設(仮称)について

大日向座長:提示した案にかかる技術的な部分については、今後関係者や事務方と協議して詰めていくこととなるが、それに向けて本日は意見をいただきたい。

山口委員:①こども園の指定制度については法人格を有する事業者と株式会社等が平等となっているが、総合施設についてはこの点がトーンダウンしており、むしろ逆の方向となっている。なぜ設置主体に株式会社等が入っていないのか。これでは論理が成り立たない。すべての子どもたちにとっての成育環境を担保していくのであるから、こうした形ではなく、例えば第三者評価などといった別の規制を取ることが必要であり、それが保育の質の向上につながっていくものである。株式会社等を同列に扱ったうえで、その質の水準をしっかりと担保する制度にしてほしい。②株式会社にとって配当とは次なる資金調達の手段である。すなわちそれが保育施設の増設といった投資につながるものである。株式会社が行なえる大規模事業の特性も活かせるような制度とすべき。

柏女委員(淑徳大学):①応諾義務が配慮された案となった点は評価したい。さらに、児童養護施設やファミリーホーム、里親委託されている子どもも総合施設(仮称)に通えるような案にしてほしい。②障害児については、来年4月から指定障害児相談支援事業所により通所サービス利用にかかるケアプランが策定されることとなるが、子ども園給付がその中に組み入れられるのかどうかははっきりしていない。子ども園利用がケアプランに組み入れられるのか、それとも直接契約となるのか、あるいは市町村が利用斡旋をするのかがわからない。これらのことをふまえ、障害児の親にとっても負担とならないよう、ワンストップなサービスの仕組みとされたい。③すべての子どもにかかる子育て支援プランを策定することを考えてもよいのではないか。自力では子ども園利用を含むサービス利用プランが立てにくいという人には、地域子育て支援拠点に配置される「子育て支援コーディネーター」の任務として支援プランを立てられるようにしてほしい。④保育教諭にかかる資格については養成校関係者の意見を聞いて検討してほしい。⑤保育従事者確保に大きな影響を及ぼす待遇改善について、今後の優先順位に上げてほしい。⑥さまざまな配慮がなされた案になったゆえ、わかりにくいシステムにもなっている。そのためにも各市町村で「子育て支援会議」をしっかり作って機能していくシステムにすることが大切。関連して、臨時休業制度の取り扱いについては、台風等自然災害発生時に利用できる施設も市町村が関与し、作っておく必要がある。

秋田委員(東京大学大学院):①指定制度については、量の確保をめざすだけでなく、質の向上の観点から意見出しをしてきたもののがかなり盛り込まれている。その最大の実現が総合施設(仮称)であるが、設置主体の規定については公的な国の責務として行うものと考え。学校教育は公的な営みであり、公共性が高く、これまでも認可制としてきた長い歴史に基づくべきであり、設置主体は学校法人や社会福祉法人等とするこの考え方を原則とすべきである。②都道府県教育委員会との関係については、公立の総合施設(仮称)に関する監督業務等において意見を言うことができるがあるが、質の向上の観点からはこのような「専門家主義」が貫かれる必要があり、専門的助言ができるようにしておくことが大切。わが国では戦後、専門家が全国一律に同じように指導することで質の向上を図ってきた。そういう点で教育委員会の一定の関与は必要であるうえ、小学校へのつながりを考えていく上でもきわめて重要。③総合施設(仮称)においては自己評価が義務化されるが、同時に保育関係者による評価や養成校関係者を含む第三者評価も含め、そのあり方については専門家主義を用いるべき。

木幡委員(フジテレビジョン):①新システムにより、働く親であってもそうでなくても子どもが受ける教育または保育が同じように受けられるようになることは大きな前進。これにより施設も増え、待機児童も減り、働いていない親にとっても施設利用が可能となる。ただし、所管として二重行政が残るのは残念。名称だけでない一体化の実現に向けて、まずは幼稚園、保育所、認定子ども園がそれぞれ先行して良い点を吸収しあって一本化に向かってほしい。②子ども家庭省の設置を実現してほしい。③新システムは、子育て家庭にとって明るいニュースとなる。さらにシンプルにし、わかりやすいメッセージを寄せられるようにしてほしい。

小田委員(国立特別支援教育総合研究所):シンプルに説明できる施設であることが大切。量を増やしていくにあたり、指定制を安易に取り扱ってはならない。また、障害児についてはこれまで特別支援学校の幼稚部で支援してきた。障害児の対応についてどう支えていくのか、話し合うべき。

金山委員(NPO法人マミーズネット):①親の就労支援も大切だが、これからの日本を担う子どもたちのための教育・保育の質を高める議論をしてきたという点を前面に出してアピールすべき。②職員の待遇の現状について、公私立の格差は大きい。しっかりした身分保障で働きやすい場づくりを。総合施設(仮称)の「職員の身分等」について、私立については就業規則等の定めに従うというのは理解しがたい。③自己評価も大切だが、第三者等による評価システムをさらにしっかりと位置付けるべき。④今後検討すべき課題について多く残っているが、WTで話し合ってきたことを大切に、検討経過が広くわかるようにしてすすめてほしい。

渡邊委員:①指定制度と総合施設(仮称)の設置主体との考え方はそれぞれ乖離しているものであり、矛盾している。②市町村の関与面で、現状として幼保にかかる窓口をすでに一本化している自治体もあり、公私立の対応について案のような区別を設けるのは矛盾が生じるのではないか。③財政措置の面で、子ども園給付により、市町村においても公私立とも一体的に補助される仕組みとすべき。

佐久間委員:総合施設(仮称)について、法人格の有無により差別を受けているのが残念。法人格でなく質で評価されるようにすべき。新システムについては無認可施設についても

保育の質を向上させ担保していくという目的でもあったはず。

清原委員:①総合施設（仮称）について、家庭における養育支援を一体的に提供する施設とすると書かれており、重要なポイントである。②二重行政問題について、将来的には総合施設（仮称）化により解消されたいが、そうなるには時間がかかるだろう。当面は三重行政になる覚悟もしておかなければならないと考えている。経過措置の考え方においても、子どもにとってよりよい質の教育と保育が受けられるようなものにしなければいけない。今後の総合施設（仮称）化は、結果として子どもにメリットが生じるようなものにするべき。

荒木委員:研修の充実は欠かせないものであり、さらにしっかりと取り組むべき。

佐藤委員:①臨時休業についての規定が設けられたが、今回の震災対応も含めて考えると、個々の施設では対応できない。拠点的な施設等、市町村が一緒になって体制整備することを案の中に盛り込まなければいけない。②総合施設（仮称）の基本的位置づけの中に、家庭における養育支援の一体的提供が組み入れられた。これは現在の給付体系の中では基礎給付しかなかったこともあり、取り組みが弱かった部分である。この取り組みに要する給付は、今回の子ども園給付の中では対象外となっているのではないかと。総合施設（仮称）に義務づけられた事項について、実際には地域子育て支援拠点事業等の中の一時預かり等しか想定できないような案となっているが、これまで給付の体系からはずれていたような部分も含めてさらに幅広く考え、具体的な取り組みが図れるようにしていくための検討の場を今後設けてほしい。

中島委員:今後の検討スケジュールはどうか。総合施設（仮称）の案を今後どのように扱うのか。とくに指定制と総合施設（仮称）の設置主体とは矛盾があるが、それをどこで整理するのか。また、先ほど意見のあった児童福祉法第24条は変えることなく、総合施設（仮称）の設置根拠法である総合施設法（仮称）を考えていくという理解でよいか。

大日向座長:本WTは10月からこれまで9回開催してきた。毎回いただいた意見を反映し、幼保一体化が鮮明になってきたと感じており、社会保障改革における「安心三本柱」についても幼保一体化WTの議論が反映されたものと感じている。これまで制度案要綱にある、すべての子どもに良質な成育環境を保障すること、そして親への支援を大切にして議論してきた。細部について皆さんはさらにさまざまな意見を持っている部分があるところだが、税と社会保障の一体改革にむけて新システムについての一定の結論を出す必要があり、本日までの議論をふまえて意見の一致したところをまとめていきたい。そして、理想に対しこれがすべてではないが、ここから実を取っていくべくスタートさせていきたいというかたちで、基本制度WTに報告していきたい。本日質問が出された点や細かい点については必要に応じて修正を行うが、基本制度WTへの報告内容については座長に一任していただきたい。

小宮山副大臣:社会保障改革における安心三本柱の1番目に子育て支援強化が入ったことは心強いと感じている。実際の財源を確保していくのは今後のことであるが、これからの日本をどう築いていくかの鍵となる部分であるので、皆さんやマスコミの方がたにも応援していただき、しっかり取り組んでいきたい。

◆教育・養護のねらい及び内容等を検討◆

～こども指針（仮称）WT第5回会合が開催される～

5月26日（水）に、こども指針（仮称）ワーキング（以下、「WT」）第5回会合が3か月ぶりに開催されました。開会に先立ち、WT委員であった故大場幸夫氏（大妻女子大学学長）に、哀悼の意を表し黙祷をささげました。

こども指針（仮称）の構成は、第3回WTにおいて案が示されていますが、今回の会合では、(1)教育・養護のねらい及び内容について、(2)家庭・地域との連携、子育て支援、小学校との連携・接続について、検討が行われました。

本会から委員として参画している全国保育士会の御園愛子顧問は、養護と教育は一体的に展開されており、生命が守られ、情緒が安定し、様々な環境に関わって子どもが学んでいくこと、地域の要保護児童への対応は児童福祉施設である保育所の役割であり、指針に示す必要があること等について意見を述べました。

WTでの検討の論点および当日の議事概要は下記のとおりです（以下、幼稚園教育要領は「教育要領」と保育所保育指針は「保育指針」と記載）。

なお、次回WTは、6月13日に開催される予定です。

議事内容（記録は事務局）

《敬称略》

（進行：無藤座長）

①教育のねらいおよび内容

【内容構成についての論点（資料1-1より抜粋）】

- ①教育要領及び保育指針と同様、5つの領域（「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」）で構成することとしてはどうか。
- ②教育要領と保育指針で一部異なっている各領域の構成について、各領域を「領域の意義付け」、「ねらい」、「内容」で構成することとしてはどうか。
- ③教育要領の「内容の取扱い」や保育指針の「保育の実施上の配慮事項」を基に、その整合性を図り、教育の「内容」に関係の深い留意事項を各領域ごとに規定することとしてはどうか。
- ④教育要領と保育指針で一部異なっている内容項目や標記については、「こども指針（仮称）」では、その整合性を更に図り、原則として共通化することとしてはどうか。

島田委員（日本保育協会）：昨日の幼保一体WTで、「総合施設」と「学校教育」という文言が出てきた。「総合施設」については理解ができるが、「幼児教育と保育」と言われていたものが、どのような経緯で「学校教育と保育」に変わったのか。

無藤座長（白梅学園大学教授）：「幼児教育」、「教育」という言葉には、様々な意味合いが含まれているため、それを明確に示すこととした。ここでいう学校教育法上の教育は、従来の幼稚園教育であり“3歳以上1日4時間程度”を指している。幼児期における教育を学校教育法上の教育と規定した。それを「保育所」「総合施設（仮称）」にも広げる。「こども指針（仮称）」

における教育、養護、そして養護と教育の関係をどのように位置づけるかは、本WTでの議論により明確にしていきたい。

藤森委員（全国私立保育園連盟）：「領域」が発達を見る切り口ではなく、教える教科として捉えられてしまうのではないか。また、教育要領と保育指針はおおむね一致していると言われるが、教育要領には「指導する事項」、保育指針には「子どもが経験する事項」として書かれている。指導する事項と経験する事項では、主語が異なり、領域に対する保育者の立場も全く違う。子どもは領域で発達するのではなく、様々なことが関わりあって総合的に発達することをまず前提に書くべきである。突然領域が5つ書かれてしまうと、教科の前倒しとして捉えてしまうので、ていねいに書くべきである。

無藤座長：教育要領の「指導」という言葉は誤解を受けやすいので変えるべきかもしれないが、小学校以上の教育で教える・指導するというものとは違う。子どもの経験を大事にし、環境を通していかに可能にしていくかという意味合いで使っている。

秋田委員（東京大学大学院教授）：「指導する」、「経験する」というのは、それぞれの省庁の言葉であろう。教育行政上は教科で区分しない内容を「領域」としている。資料1-1の3ページに書かれた「発達の側面から5つの領域を示している」という言葉だが、専門的にいうと東アジアで用いられている「領域」の発想は、発達の領域ではなく子どもに経験させたい内容で構成されているという特徴を持っている。欧米は、知的発達、社会情緒的発達という発達の特性で領域を構成している。

御園委員（全国保育士会顧問）：養護と教育の関係は表裏一体である。保育指針には、「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらいおよび内容」とを分けて示しているが、現場では養護と教育は一体的に展開されている。養護で一番大事なことは、生命の保持。その後に、情緒が安定して、様々な環境に関わって子どもが学んでいく。このことが教育である。本日の資料は、「養護と教育」ではなく、「教育・養護のねらいおよび内容（案）」とされているが、今言ったことと同じことを指しているのか。

秋田委員：養護と教育の順序は極めて重要で、これまで「養護と教育」として議論されてきた。今日の資料は、「教育・養護」と書かれ順序が逆になっている。これは、たまたま教育要領と保育指針の共通しているところが議論しやすいので先にしたのか、今後もこの順序となっていくのか。なぜ「教育・養護」という順序にしたのか、事務局にお聞きしたい。

濱谷文科省課長：共通の内容として、「教育」を先にした。

秋田委員：保育は「養護と教育の一体的展開の中にある」という基本前提があり、保育の中の「教育」、「養護と教育」を議論しているという理解でよいか。

濱谷文科省課長：教育と養護の概念整理は、次回に行いたい。

藤森委員：養護を基盤として教育するという意味であれば、教育が先でもいいかもしれない。未満児は養護が中心であるということであれば、養護が先ではないか。順序は重要である。「生命の保持」「情緒の安定」という養護を一般の方たちが理解できるのか。

田中委員（全日本私立幼稚園幼児教育研究機構）：従来は省庁をまたがっているので、様々な言葉が使われていたが、この委員会では言葉の整理をしていただきたい。

②養護のねらいおよび内容

【内容構成についての論点(資料 1-1 より抜粋)】

- ①「養護」は、現行の保育指針と同様、「生命の保持」「情緒の安定」の2つの領域で構成することとしてはどうか。
- ②養護の各領域の構成については、保育指針と同様、「ねらい」「内容」で構成するほか、領域の冒頭に「領域の意義付け」を新たに示すこととしてはどうか。
- ③保育指針の「保育の実施上の配慮事項」を基に、養護の「内容」と関係が深い留意事項を各領域ごとに規定することとしてはどうか。

藤森委員：養護については、保育指針改定の際に大場先生が、『生命の保持』と『情緒の安定』と規定することにより、養護が全ての年齢におけるの基本となる。これは小学校でも使えるものである」と言っていた。全ての年齢において養護は必要である。学校教育においても、子どもの命が守られることが原点である。

渡辺委員(全国認定こども園連絡協議会)：現場では、幼稚園も保育園も、おむつを替えなければいけない、昼寝をさせなければいけないと管理的になっていく傾向がある。子どものそばに保育者がいることで、「あなたはあなたで大事だよ」ということが養護。それは小学校の教育も同じ。保育者が、一人ひとりの子どもとていねいに関わっていくことが保育の本質だということを言わないと、教育は何かさせるもの、養護は世話をするのものという捉え方で保育が進んでいく危険性を感じる。

岡上委員(全国幼児教育研究協会)：教育要領総則の幼稚園教育の基本に、渡辺委員が言った大事なことが書かれている。一番大事なことをどこかに代表して書き込めれば、誤解を受けないのではないかと。

小田委員(国立特別支援教育総合研究所)：「特別支援教育総合研究所」は、以前は「特殊教育総合研究所」という名称だった。特殊教育は障害に応じる教育を考えていたが、すべての子どもが対象になり、一人ひとりのニーズに応じていくという形に変ってきている。幼稚園教育も一人ひとりが違うという理念があるが、先ほどの「指導」という言葉が入る中で変わってきた。文部科学省の長い歴史の中で「指導」は重みを持った言葉であった。一人ひとりの子どもの主体性は大事。しかし、教育施設・集団施設であるならば、専門家である教師・保育士は指導性を持たなくてはならない。

若盛委員(全国認定こども園協会)：教育要領、保育指針の総則の中に、どう育てていきたいのか、次の時代のために何が必要なのかということが示されている。保育者にとってわかりやすいものとするとともに、保護者にとって今子ども達のために何を支えているのか、学びの経験をさせているのかが整理されるとよい。

池田委員(代理・全国国公立幼稚園長会)：幼稚園にずっと勤務しているが、3歳以上の子どもの養護の必要性を感じている。今後、総合施設となり、子どもが長時間同じ場で保育を受けることになったときに、指針に「養護」をていねいに書いて『保育教諭(仮称)』が一人ひとりに応じた学校教育・保育を行えるようにしていただきたい。幼児期は、家庭・保護者との関係が、子どもの情緒の安定に深く関係していることも、指針のなかに盛り込んでいただきたい。

田中委員：一人ひとりの子どもにどのように寄り添うか、教師は課題としている。しかし、現状では大きな集団で保育しなければならないと、指針に書かれていることと現状の間で、保育の現

場は疲弊している。大卒の卒組は昨日の幼保一体WTでできたが、全ての子どもに対して良質な教育を行うということに関して、現場の教師に全てをゆだねるのではなく、卒組を作っていたきたい。その土台として、こども指針があるということでもまとめてほしい。

秋田委員：資料 1-1 の 8 ページに養護について、「現行の保育指針と同様、『生命の保持』『情緒の安定』の 2 つの領域で構成することとしてはどうか」と書かれているが、保育指針では「生命の保持」「情緒の安定」は領域では構成していない。養護はケアでありすべての根幹にあり、その上に意図的内容・経験させるべきものが「領域」として構成されている。養護について「領域」と書かれているのは、学校教育法上に位置付けるためか。保育指針では、養護は意図的に領域という言葉を使わず、保育士等が行う援助や関わりすべての根幹であり、養護と教育は一体的であるという構成で作られている。これを「領域」に変えるという意図を事務局におうかがいたい。

濱谷文科省課長：「生命の保持」「情緒の安定」の 2 つを何という言葉で書いたらいいか悩み、「領域」と書いた。教科活動とそれ以外の領域とも違うし、5 領域とも異なる。自信がなかったので説明する際には、「2 つ」とした。ご意見を受け、資料も考えたい。

藤森委員：保育指針は、「乳児保育」「3 歳未満児」「3 歳以上児」に分けて配慮事項が示しているが、乳児保育の配慮事項の中には、乳児だけでなく全ての子どもに関わることも書いてある。全体の配慮事項を書いて、その後特別に年齢に関して記載しないと、自分が担当になったところしか読まないということになってしまう。

竹下委員（保育園を考える親の会）：一般の人がこれを読んで、子育てにどうやって使っていくか、自分の生活に照らし合わせていくと、『生命の保持』、『情緒の安定』と書かれているが、生命を守ることと、心を守るとは切り分けられない。

奥山委員（代理・子育てひろば全国連絡協議会）：保育者だけではなく、保護者の子どもとの関係が見えてくると非常に新しいものになるのではないか。今までは保護者はきっとやっているだろうという前提で、外されていたと思うが、保育者と同じように保護者がどのように子どもと関係を持つかということが整理できると、私たちにとって学びになる。

若盛委員：現場は客観的に分析をしながら組み立てることが不得手である、現場の保育者だけでなく、養成校・大学の先生の知恵を生かしていくことが必要である。

③家庭・地域との連携、子育て支援

【論点(資料 2 より抜粋)】

○教育要領や保育指針の規定を基に、家庭・地域との連携、子育て支援に関する事項を規定することとしてはどうか。

その際、

- ・ 教育要領、保育指針に規定されている事項のほかに、盛り込むべき事項として他にどのような事項が考えられるか。
- ・ 規定に当たっては、地域や施設、子どもの実情に応じた取組が推進されるよう、更に大綱化の方向で検討することとしてはどうか。

奥山委員：子育て支援が必要な背景を盛り込まないと、なぜ親に対して支援が必要なのかという意見が出てくるのではないか。核家族化のなか子育てに自信が持てない若い人たちは、自分

たちのせいではなく社会システムの中で育児が困難である、その中で子育て支援が求められていることを明記していただきたい。新しい施設が果たす役割を明確に位置づけることが大切ではないか。

秋田委員：保育指針に「市町村の支援を得て」という言葉が書かれている。こども指針がこども園全体に適用されるのか、あるいは総合施設に適用されるのか、その位置づけは極めて重要である。多様な事業者、多様な形態になっていくなかで、子育て支援について、市区町村のレベルが何をすべきかを書き込む必要がある。

御園委員：地域の要保護児童への対応は、保育指針改定の際に新たに入った事項である。保育所は児童福祉施設としての役割があり、このことをどのように書いていくのかは課題である。

池田委員：親が親として成長していく、幼稚園や総合施設の活動に親も関わることによって、子育てする喜びを味わえるようになっていく、そういう子育て支援が重要である。指針のなかに親が子どもに関わることが大事だということを是非盛り込んでいただきたい。

奥山委員：養護の議論の中で『生命の保持』、『情緒の安定』とあったが、親も一緒だと思う。親が情緒的に安定していること。このことが子どもに関わる、地域の他の子どもも見ることにつながる。親の精神的な安心・安定が、親のエンパワメントにつながる。そのことが子育て支援をすすめる上で大事な役割だということを入れていただきたい。

渡辺委員：就労している親と就労していない親が、一緒に何かをするということは本当に難しい。親同士が親しくなって、子どもと一緒に育てようという意識を持つことが大切。地域の中で子どもが育っていくんだということも伝えていきたい。一緒に子どもを育てていくネットワークをどうやって作っていくか、そのことは虐待に対しても防御になる。地域の中で子どもたちが育っていく原動力になる。

島田委員：自動車関係の事業所があるので、日曜日に保育をしてほしいという話が出てきている。国難のときなのでできるかぎりのことはしていく。地域に必要な園になってきている。地域にあったオーダーメイドのカリキュラムを作っていないと、日本の社会は成り立たない。

藤森委員：子どもたちは地域の中で育つという観点が必要。子どもたちは多様な人たちと接するなど、園の中だけではなくあらゆる場所で育っていく。地域の養育力を掘り起こして、復活させていく。環境を作っていくことも重要である。

竹下委員：働く親としては、地域に貢献すること、他の保護者とも関わりを持つことが大事だとわかっているが、今の仕事、労働環境の中では厳しい。どの時間を削るかということ、自分のための時間、自分を豊かにする時間を削ることになるので、ワークライフバランスということを配慮していただきたい。親は今も十分頑張っている。

親同士もコミュニケーションをとる場がない。都市部では特に激戦を潜り抜けて保育園に入園した人たちで、みなさんフルタイムで企業に勤めている。多くの人は二～三人子どもがいて、本当に時間がない。しかも、ガードが固くなって、家のことは話さなくなってきている。親同士を専門家である保育士がコミュニケーションしてほしい。親同士の関わりが薄くなって、それは子どもにも影響している。

④小学校との連携・接続

【論点(資料3-1より抜粋)】

①教育要領や保育指針の規定をもとに、小学校との連携・接続に関する事項を規定することとしてはどうか。

規定にあたっては、平成22年11月にとりまとめられた「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」で提言されている「三つの自立(学びの自立、生活上の自立、精神的な自立)」「人ともものとのかわりにおける留意点」「接続期」などの考え方を基に、小学校との連携・接続をさらに進めるために必要な規定を盛り込むこととしてはどうか。

②教育要領や保育指針に規定されている事項のほかに、盛り込むべき事項として他にどのような事項が考えられるか。

若盛委員：乳児から学びがあり、0歳から幼児期まで、さらには小学校から18歳まで、全てが学びという前提で解釈をしていくことが大事。実際に子どもはたくさんのことを学びながら大人になっていく。一人ひとりの子どもの育ちを最優先して生活の体験を豊かにしていくことが不可欠である

藤森委員：以前小学校教員だったが、発達をつなぐという観点はなかった。今の教員と話しても、子どもたちの発達をつないでいくという観点が薄い。小学校教育との話し合いの場がもてたらいいのではないか。

岡上委員：報告書が出され、小学校の教員が発達について新しい目が開かれたと言っていた。しかし、これを保護者が読んだ場合は、学力だけに注意が向いてしまう。保護者が発達を意識して読むか不安を感じる。基本的に、全ての学びがつながっているということを保護者の言葉の感覚を考慮し、表現を工夫していく必要がある。

奥山委員：保健所での3歳児健診の後、学校に入るまで役所との関わりがなく、就学前に保護者は発達について学ぶ場がない。幼稚園・保育園は小学校に対して個人の情報を提示しているが、保護者がそこに入っていない。保護者は発達に不安がある場合の選択肢を教えられていない。就学前の5歳児あたりに学校への連続性について保護者として学んでおかなければいけない。

小田委員：家庭教育、小学校との連携は、古くて新しい問題。ていねいに書くことと、大綱化を図ることと常に悩んでいることを踏まえていただきたい。

秋田委員：報告書の3つの自立は重要だが、生きる力の基礎と培うという小学校の学習指導要領上の目標に合わせながら作ったものである。保育指針に「保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す基礎を培う」と書かれている。円滑な接続や就学に向けてというだけではなく、常にその子が“現在を最も良く生き”ということが書き込まれない限り、自立を急ぐという解釈として動いてしまうのではないか。また、自立とともに、市民性の芽生えを書き込むことができないか。

池田委員：指針は現場の保育教諭等がしっかりと読み込み、これをもとに現場の保育・教育を進めていく。現場が活用できる形で書いていただきたい。大人はこれからの社会に生きる子どもに、質の高いしっかりとした小学校教育につながる学校教育を施すことが責任であり、子どもにとっての最善の利益である。

竹下委員：接続期においても養護を重要視してほしい。WT で教育と養護の概念を検討する際にも、就学後においても養護は必要、発達が行ったり来たりし、いろいろな関わりをもって徐々に進んでいくという話があった。また、親の自立もどこかに入りたい。小学校に入ると働き始める親が増える。それを助ける意味でも放課後の重要性を入れたい。

御園委員：子どもの現在と未来をつなぐ保育の営み、養護的側面と教育的側面が一体となって展開されるという話ができたとうれしく思う。そして、子どもを小学校につなげることが、保育所・幼稚園にとって重要なこととなっている。子どもたちが小学校に安心してつながり、教育を受けられるシステム化とネットワーク化をどのように捉えていくか。こども指針で、実践の裏付けが示されたらいいと思う。

若盛委員：今までの検討で、検討課題がいろいろ出てきているが、私たちの WT での流れは今後どのようになるのか。小学校には、こども要録、指導要録、保育要録といくつものタイプの要録が送られている。一本にした方が小学校の先生方にもわかりやすいのではないかと。

和田政務官（内閣府）：1月からこのテーマに関わっている。自らも2歳児の父親である。こども指針は、子どもにも、大人全体にもポジティブなメッセージとしていただきたい。この場にいるのはすべて大人の方々。もし子どもが読めるくらいの能力が備わったら、指針を読んでどう感じるかという視点が大事ではないか。大人社会全体で子どもを暖かく見守る。また、大人社会全体が子どもを通して学べるものがたくさんある。そうしたメッセージがこども指針を読むと伝わってくるようにしていただきたい。

濱谷文科省課長：今回は6月に予定している。今後の進め方だが、教育要領も保育指針も有識者の方にご議論いただいて、それをもとに事務方が案を作り、関係者の方々の意見徴収、パブリックコメント等の作業を行い告示という流れになっている。

◆東日本大震災被災者の積極的な雇用を◆

～福祉人材センター、ハローワークの活用で保育関係者を支えましょう～

被災地では、保育所流出や園児・家族の移転などにより、保育再開ができない多くの保育関係者が非常勤職員を中心に仕事を失っています。生活再建のために新たな就職先を探されているケースでは、住居を失ったために社宅や寮のような住まいの斡旋をとまなう保育業務を希望される方もいらっしゃいます。

全保協会員保育所におかれましては、わが国の子どもの育ちを支える同じ会員として、震災された保育所関係者の求人に関するご理解と、福祉人材センターへの事業所登録等の積極的な協力をいただきますようご案内申し上げます。

なお、厚生労働省（ハローワーク）では、これらの方々の積極的な雇い入れに関する次のような取り組みを進めています。

(1)被災者雇用開発助成金の活用

平成23年5月2日以降に、被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方をハローワーク等の紹介で1年以上の継続雇用見込で雇い入れた場合、賃金の一部として、短時間労働者以外に年間90

万円（通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方には50万円）を支給。

●対象となる方がた

1. 震災により離職された方（以下の①から③のいずれにも該当する方）

- ①東日本大震災発生時に被災地域（注1）において就業していた方
- ②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
- ③震災により離職を余儀なくされた方

注1： 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）

2. 被災地域に居住する方（注2、注3）

注2： 震災後、安定した職業についたことのない方。

注3： 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

●助成金額

	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間	大企業 第1期 25万円 第2期 25万円 中小企業 第1期 45万円 第2期 45万円
短時間労働者（注4）	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間	大企業 第1期 15万円 第2期 15万円 中小企業 第1期 30万円 第2期 30万円

（注4）一週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいう。

※詳細（厚労省ホームページ）：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016ex1-att/2r9852000001cc8s.pdf>

(2) 卒業後3年以内の既卒者採用に係る奨励金活用

①3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

平成21年3月以降に大学、大学院、短大、高専および専修学校などを卒業した人（※1）で、卒業後に安定した就労経験がない既卒者が対象。

震災特例対象者に限定した求人（震災特例専用求人）をハローワークへ提出し、当該対象者を雇い入れた場合、正規雇用から6か月定着した場合に、120万円を支給。

雇用保険適用事業所単位で1事業所最大10回（震災特例対象者10人）まで支給が可能。

②3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

平成21年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後3年以内で、安定した就労の経験がない既卒者（※1）が対象で、ハローワークへ「震災特例専用求人」を提出し、当該対象者を雇い入れた場合、正規雇用から3か月定着した場合に、60万円支給

（※1）9県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）の災害救助法適用地域

に住居する人

※詳細（厚労省ホームページ）：

http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/14c_1_110415.pdf

◆平成 23 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集◆

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年度から児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止月間」として位置づけ、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

厚生労働省では、この月間の取り組みの 1 つとして、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的なかかわりを持てるように意識啓発を図ることを目的として、標語の公募を行っています。

1. テーマ：

上記の趣旨を簡潔に表現していて、児童虐待問題に関する国民一人ひとりの意識啓発に資するにふさわしい標語

2. 応募方法

(1) 電子メールの場合

① gekkan-hyogo@mhlw.go.jp まで、お寄せください。

② メールの題名は「児童虐待防止月間に関する標語募集」としてください。

(2) 郵送（はがき）の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 虐待防止対策室 標語募集担当

3. 締め切り 平成 23 年 6 月 30 日(木) 郵送の際は当日消印有効

4. 過去の標語

平成 20 年度 助けての 小さなサイン 受け止めて

平成 21 年度 守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ

平成 22 年度 見過ごすな 幼い子どもの SOS